

(1) 子どもの最善の利益を支えます

① 子どもの視点から計画全体を推進する体制を築きます

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-------------------|----------------------|------------|--|--|------------------------|---|----------|---|--|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 推進体制の充実と関係者の連携・協働 | 子育て支援課 児童青少年課 | 子どもと保護者、市民 | 「のびゆくこどもプラン 小金井」の推進体制を充実させ、市民の声を反映させる仕組みを検討する。 | 推進連絡会の充実 庁内推進体制の再検討 点検・評価の仕組みを検討 | 会議の開催回数 PDCAサイクルの確立 | 子育て支援課/庁内の関係各課長で構成する推進連絡会を1回開催するとともに、推進市民会議において全8回中5回に渡り進捗状況の点検・評価を審議いただき、推進を図った。 | B | 利用者の視点に立った点検・評価を行うため、新たな試みとして、平成23年度より推進市民会議を設置し審議を行っていただいた。新たな試みであったため、評価方法が未確立であったが、推進市民会議とともに評価方法を確立し、一定程度の成果はあった、しかしながら、運営方法等、推進市民会議からの要望が出されており、改善を行っているものの、継続して改善を行っていく必要がある。 | 子育て支援課/推進市民会議において、平成27年度以降の新計画策定に向けたアンケート等の審議を行うとともに、プラン掲載の全事業の点検・評価を行った。また、庁内関係各課長で構成する推進連絡会を1回開催し、進捗状況の確認を行うとともに、推進市民会議で行った点検・評価結果を公表した。 | B | 平成23年度より、利用者の視点に立った点検・評価を行うため、推進市民会議を開催し、157全事業の評価を実施している。会議委員の理解の下、会議の運営進行は円滑に行われているが、事業項目が多岐に渡ることから全事業を把握することが困難であり、評価を行う上での基礎資料の内容や、会議の進行等、改善を図っていく必要がある。 | 第7、8、9、10、11条 |
| | | | | | | | 児童青少年課/子どもの権利条例検討部会検討用資料作成のため、「相談・救済」関連調査を実施。 | B | 子どもの権利条例検討部会について、引き続き庁内推進体制の再検討が必要。 | 児童青少年課/子どもの権利条例検討部会をのびゆくこどもプラン小金井推進連絡会と同時開催。 | C | 子どもの権利条例検討部会について、引き続き庁内推進体制の再検討が必要。 | |

※ 【事業実績自己評価】欄における評価基準について

- S … 事業目標(値)を達成し、結果が得られた。今後この水準を維持する。
- A … ほぼ事業目標(値)を達成したが、評価Sとするには至っていない。
- B … 事業目標をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。
- C … 事業目標を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D … 諸般の事情により、事業自体に着手できていない。

② 子どもの権利を尊重します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|--------------------|--------|-----|---|--|-------|--|----------|---|--|----------|---|------------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 子どもの権利を尊重する社会環境づくり | 児童青少年課 | 市民 | 「子どもの権利に関する条例」についての広報活動を実施する。 | 検討部会において今後のパンフレット活用方法等を検討。また、市報などを通じて周知を図る | | 「子どもの権利に関する条例」小学生向けパンフレットを市立小学校新入生へ配布。健全育成各地区行事で一般向けパンフレットを配布。 | A | 記載のとおり実施しているが、この水準を維持すればよいとまで言い切れないため。 | 児童青少年課/「子どもの権利に関する条例」パンフレットを市立小・中学校新入生へ配布。健全育成各地区行事で、一般向けパンフレットを配布。児童館(子育てひろば等)で、小学生向け及び一般向けパンフレットを設置。青少年問題協議会で作成したリーフレット「かけがえのない自分」で、「子どもの権利に関する条例」を紹介。 | A | 記載のとおり実施しているが、この水準を維持すればよいとまで言い切れないため。 | 第5条 |
| | | | | | | | その他関係各課/特に無し | | その他関係各課/特に無し | | | | |
| 2 | 子どもオンブズパーソン | 児童青少年課 | 子ども | 子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒に考えて考えるオンブズパーソン(公的第三者機関)を設置する。 | 実施を含め検討 | | 児童青少年課/子どもの権利条例検討部会検討用資料作成のため、「相談・救済」関連調査を実施。 | C | 子どもの権利に関する条例検討部会で検討中であり、引き続き検討する。 | 子どもの権利条例検討部会をのびゆく子どもプラン小金井推進連絡会と同時開催。「相談・救済」関連調査について、追加調査を実施。 | C | 子どもの権利に関する条例検討部会で検討中であり、引き続き検討する。 | 第7、8、9、10、11、16条 |
| 3 | 子どもの人権講座 | 公民館 | 市民 | ありのままの子育て、子どもの権利に関する条例、不登校、特別支援教育、子どもの居場所、小金井の子育て等の問題について語り合う講座を開催する。 | 継続 | 参加者数 | 「子どもの目で見つめる～変わる社会、明日の小金井～」をテーマとして、7回シリーズの講座を開催。延参加人数339人。 | A | 参加人数の増加。講座企画段階からの参加者が増加。チラシの作成、チラシの配布等に参加する市民が増加。 | 「いうことをきかない、という前に」をテーマに、7回シリーズの講座を開催した。延参加人数は233人。 | A | 男性の参加は微増したが、延べ参加人数は減少した。テーマの設定により参加者数が増減すると考えられるため、今後のテーマ設定について検討したい。 | 第6条 |

③ 子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 | | | | | | |
|----|---------------------|--------|-----|---|---------------------|-------------|--|----------|---|--|----------|--|-----------------|---|---|---|---|---|-----|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | | | | | | | |
| 1 | 子どもの意見表明の場の設定と意見の反映 | 児童青少年課 | 子ども | 子どもの考え方や意見を表明できる場を作り、反映する。児童館内に意見箱を設置。青少年議会や大人との懇談会を開催する。 | 児童青少年課/継続 | 児童青少年課/投書数 | 意見箱を各児童館に設置。投書数83通/4館合同事業として事業の企画段階から子どもの意見を取り入れた事業(一日子ども館長)を実施した。 | A | 事業内容等については、適宜、必要に応じて検討・改善を継続。意見箱に投書された意見については、職員が確認、検討の上、子ども達にも周知し、事業に反映するように取り組んだ。 | 児童青少年課/意見箱を各児童館に設置。意見箱投書数208通 意見箱に投書された意見については、子どもたちに周知した上で、職員が検討の上、事業に反映するよう取り組んだ。 企画段階から子ども会議を開催し、子どもの意見を取り入れて、児童館四館合同事業「じどうかんフェスティバル2013」を実施した。 | A | 記載のとおり実施しているが、この水準を維持すればよいとまで言い切れないため。 | 第8、9、10条 | | | | | | |
| | | | | | | | 指導室/中学生生徒会意見交換を行った | | | | | | | ・生徒会交流会として各校代表の生徒による意見交換会を行った。 ・テーマを決めて生徒会で質問を持ち寄り、相互に意見交換するなどの場を設定することで、子どもの意見の反映をすることができた。 | 指導室/教員、保護者、地域に向けた発表会の中で、中学校生徒会による意見交換会を行った。 | 中学校の生徒会の代表が相互に意見を交換し、発表する場を設けたことで、子どもたちの意見の表明やそれらの考えを各校の取り組みに反映することができた。 | 第10条 | | |
| 2 | 子どもの公共施設の利用 | 児童青少年課 | 子ども | 児童館や公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。 | 児童青少年課/継続 | 児童青少年課/来館者数 | 来館者数(四館合計)101,309人 | B | 児童館の性質上子どもだけで利用できるが、施設の老朽化等課題があるため。 | 児童青少年課/来館者数(四館合計)107,469人 | A | 児童館の性質上子どもだけで利用できる施設であり、来館者数も増えている。 | 第9、13条 | | | | | | |
| | | | | | | | 公民館/東分館(団体利用室)本町分館(元図書室)貫井南分館(元図書室)上記以外の施設利用については、小学生:親の承諾書および保護者1人同伴、中学生:親の承諾書が必要 | | | | | | | 学習などの要望に応え、ほぼ事業目標を達成している。しかし、もっと子どもが利用できる施設を増やして欲しいという要望も寄せられている。 | 公民館/東分館(団体利用室)本町分館(元図書室)貫井南分館(元図書室)上記以外の施設利用については、小学生:親の承諾書および保護者1人同伴、中学生:親の承諾書が必要 | 学習などの要望に応え、ほぼ事業目標を達成している。しかし、もっと子どもが利用できる施設を増やして欲しいという要望も寄せられている。 | 第9条 | | |
| | | | | | | | 生涯学習課/継続 | | | | | | | 生涯学習課/参加人数 | 生涯学習課/土曜日・日曜日・祝日・春季・冬季休業中の市立小学校9校の校庭開放を実施(8:30~12:30、13:00~17:00。12月から2月は8:30~12:00、午後は12:30~16:00)、遊び場開放6,351人、団体開放65,603人 | 子どもの遊び場不足を補うために市立小学校校庭を開放する事業であり、利用者数は遊び場開放・団体開放共に微減しているが大きな事故等も無いことから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課/土曜日・日曜日・祝日・春季・冬季休業中の市立小学校9校の校庭開放を実施(8:30~12:30、13:00~17:00。12月から2月は8:30~12:00、午後は12:30~16:00)、遊び場開放6,976人、団体開放58,066人 | 子どもの遊び場不足を補うために市立小学校校庭を開放する事業であり、利用者数は遊び場開放・団体開放共に微減しているが大きな事故等も無いことから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| | | | | | | | 生涯学習課(スポーツ振興係)/継続 | | | | | | | 生涯学習課(スポーツ振興係)/人数 | 生涯学習課(スポーツ振興係)/中学生以下38,309人 | 総合体育館等の公共施設を子ども達だけでも気軽に利用しスポーツ及びレクリエーションの利用に供している事業であり、利用者数も増え、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課(スポーツ振興係)/中学生以下37,578人 | 総合体育館等の公共施設を子ども達だけでも気軽に利用しスポーツ及びレクリエーションの利用に供している事業であり、利用者数も横ばい傾向であるが、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| | | | | | | | その他関係各課 | | | | | | | その他関係各課/検討 | その他関係各課/特に無し | | その他関係各課/特に無し | | |

④ 子どもへの虐待や犯罪を防止します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|----------------------|--------------|--------------|--|---------------------------------------|--------------------|--|----------|--|---|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 虐待対応事業 | 子育て支援課 | 子どもと保護者、関係機関 | 子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。緊急の事例に関しては、児童相談所と協議し、一時保護につなげる。 | 推進調整機能の強化 | 協議会の開催回数 | 子ども家庭支援センターを中核機関として連携を実施 相談件数801件(前年度継続指導件数、虐待疑いを含む) 要保護児童対策地域協議会を開催し、他機関とのネットワーク構築、連携強化を継続して行った。(代表者会議1回、実務者会議4回、ケース検討会議38回) また、国の補助金を活用し子ども家庭支援センターに臨時職員を2人配置し、児童虐待通告の対応や中長期的な支援が必要な家庭への対応強化を図った。 | B | よりきめ細やかな支援を行うために、要保護児童対策地域協議会の子どもを守るネットワーク機能を充実させる必要があり、会議の体制や情報提供・共有内容の改善等を引続き行っていく。 | 子ども家庭支援センターを中核期間として連携を実施 相談件数1,281件(前年度継続指導件数、虐待疑いを含む) 要保護児童対策地域協議会を設置し、他機関とのネットワークを構築、連携強化を継続して実施した。(代表者会議1回、実務者会議4回、ケース検討会議36回) 平成25年度より子ども家庭支援センターの体制見直しを実施、相談対応、ケースワークを行う職員2名増員し、相談等情報の集中化等、体制の強化を図った。 | B | 地域環境の変化、相談通告件数の増加に伴い、ケースも多様化している。その時々状況に応じたネットワーク機能の充実が必要であり、連携先の充実、会議の体制、情報提供・共有内容の改善等が必要であり、引続き改善を図っていく。 | 第7、8、10、11条 |
| 2 | 虐待防止啓発事業 | 子育て支援課 | 子どもと保護者、市民など | 子どもが自分自身の心と身体を守る方法を学ぶとともに、虐待防止のマニュアル作成や早期発見に向けたキャンペーン、虐待を防ぐための相談を行う。 | 子育て支援課/平成21年度に虐待防止マニュアルを作成し啓発を行う | 子育て支援課/キャンペーンの実施状況 | 子育て支援課/子ども家庭支援センター、児童相談所、関係機関と連携、協力しながら継続して実施。子ども虐待防止マニュアルを利用し関係機関と虐待防止、早期発見の手法を共有している。11月の児童虐待防止啓発キャンペーンに併せ、市報で虐待防止の広報を行った。 また、相談先としての子ども家庭支援センター周知のため、継続してカードを配布(母子バックへの封入等)を行うとともに、虐待通報窓口として市報に毎号掲載している。 | B | 市報等での広報等により、通報・相談窓口として子ども家庭支援センターの認知度は向上している。キャンペーン実施内容や広報内容を今後も継続的に改善・検討していく。 | 子育て支援課/子ども家庭支援センター、児童相談所、関係機関と連携、協力しながら継続して実施。子ども虐待防止マニュアルを利用し関係機関と虐待防止、早期発見の手法を共有している。11月の児童虐待防止啓発キャンペーンに併せ、市報で虐待防止の広報を行った。 また、相談先としての子ども家庭支援センター周知のため、継続してカードを配布(母子バックへの封入等)を行うとともに、虐待通報窓口として市報に毎号掲載している。 | B | 市報等での広報等により、通報・相談窓口として子ども家庭支援センターの認知度は向上している。キャンペーン実施内容や広報内容を今後も継続的に改善・検討していく。 | 第7、8、10、11条 |
| | | 指導室 | | | 指導室/継続 | 指導室/継続 | 指導室/ ・人権教育推進資料(人権教育の計画づくり)作成・配布 ・東京都人権尊重教育推進校指定(二中)を活用した人権教育を推進 | A | ・資料の作成と配布を行った。 ・人権教育推進委員会で、二中の研究授業に参加するなど、人権に関わる研究内容を共有した。 | 指導室/ ・人権教育推進資料を作成し、市内全教員に配布した。 ・東京都人権尊重教育推進校として小金井第二中学校が研究発表を行った。 | A | ・人権教育推進資料により、虐待防止を含めた人権教育について、教員の意識を高め、子どもの指導に反映させた。 ・小金井第二中学校の研究発表を発表し、人権尊重教育について、教員の意識を高め、保護者、市民に広く周知した。 | 第8条 |
| 3 | 子どもを犯罪から守る防犯対策 | 地域安全課 | 子ども | 学校、保育所や学童保育所などでの防犯対策に努め、ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。 | 地域安全課/充実 平成21年度より「こきんちゃんあいさつ運動」を実施 | 地域安全課/犯罪件数の減少 | 地域安全課/子どもの安全確保方策として、こがねい安全・安心あいさつ運動を推進し、運動の参加者に缶バッジを1,177個支給。防犯資器材支給は、延べ8団体、318個の資器材を支給。青色回転灯装備車両16台を使用し、通常業務を通して1,158回のパトロールを実施。こがねい安全・安心メールを83件配信。小金井安全・安心まちづくり協議会を4回実施。 | B | 「こきんちゃんあいさつ運動」については、毎年度、市立小学校の新入生の保護者を中心に、缶バッジとチラシを配布して協力者の増加に努めているが、一般からの協力者が少ないことから、あいさつ運動の広報を充実する必要がある。 | 地域安全課/平成25年刑法犯認知件数1206件(前年比65件減)。子どもの安全確保方策として、こがねい安全・安心あいさつ運動(こきんちゃんあいさつ運動)を推進し、運動の参加者に缶バッジを1,139個支給。防犯資器材支給は、延べ9団体、195個の資器材を支給。青色回転灯装備車両16台を使用し、通常業務を通して1,166回のパトロールを実施。こがねい安全・安心メールを78件配信。小金井安全・安心まちづくり協議会を3回実施。 | B | 刑法犯認知件数は順調に減少しているが、「こきんちゃんあいさつ運動」については、市立小学校の新入生の保護者を中心に、缶バッジとチラシを配布し、毎年順調に協力者数を伸ばしているものの、一般からの協力者数の伸びが少ないことから、あいさつ運動の広報について検討を要する。 | 第7条 |
| | | 保育課 | | | 保育課/継続 | 保育課/継続 | 保育課/非常通報装置を各園に設置。民間保育所では、警備員の配置や防犯カメラを設置している園もある。防犯パトロールは未実施であるが、公用車で市内を移動する際は青色回転灯の装着を励行した。 | B | 公立保育園では非常通報装置を各園に設置している。また、民間保育所では、警備員の配置や防犯カメラを設置している園もある。 | 保育課/非常通報装置を各園に設置。民間保育所では、警備員の配置や防犯カメラを設置している園もある。防犯パトロールは未実施であるが、公用車で市内を移動する際は青色回転灯の装着を励行した。 | B | 公立保育園では非常通報装置を各園に設置している。また、民間保育所では、警備員の配置や防犯カメラを設置している園もある。 | 第7条 |
| | | 教育委員会(学校教育部) | | | 教育委員会(学校教育部)/継続 | 教育委員会(学校教育部)/継続 | 教育委員会(学校教育部)/学校の門の施錠の徹底、玄関等の開錠、学校内の異常の有無の確認・報告(早朝学校管理) | A | ほぼ事業目標を達成しているが、土曜日授業の開催等、近年の動向に合わせた柔軟な対応を行い、引き続き早朝における学校の円滑な管理運営を確保していくことを今後の目標としているため。 | 庶務課/学校休業日以外の日について、学校施設の管理業務。玄関等の開錠、遠方監視装置、電話装置の切り替え、施設内の異常の有無の点検・報告を行った。 | A | 当該業務は、早朝学校管理委託として受託者が行っており、委託仕様書に基づき適切に実施された。 | 第7条 |
| | | 児童青少年課 | | | 児童青少年課/継続 | 児童青少年課/継続 | 非常通報装置・防犯グッズ(さすまた)等を全児童館、学童保育所に配置。また、職員を対象としたさすまた講習会を実施 | A | 随時改善に取り組む。 | 児童青少年課/非常通報装置・防犯グッズ(さすまた)等を全児童館、学童保育所に配置。また、職員を対象としたさすまた講習会を実施。 各学童保育で降所時間が早まる時期に地域での見守りを依頼するチラシを配布。 | A | 随時改善に取り組む。 | 第7、13条 |
| 4 | 薬物・IT関連の被害予防のセーフティ教室 | 指導室 | 小学生、中学生 | 小金井警察署担当官を講師に迎え、薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害(出会い系サイト、ネット犯罪、チャットやメール、掲示板への書き込みなど)について学び、犯罪を防止する。 | 継続 | 実施学級数 | セーフティ教室(小・中学校全校)、薬物乱用防止教室(小学校4校、中学校3校)、インターネット犯罪被害防止教室(小学校7校、中学校2校)を実施 | A | セーフティ教室は、全校で実施した。薬物乱用防止及び情報モラルに関する学習は、全校でその予防や危険性について考える学習を実施、充実した。 | 市内全小中学校(14校)で警察や関係機関と連携したセーフティ教室、薬物乱用防止教室、インターネット被害等含んだ情報モラル教育を実施した。 | A | 教員及び子どもの薬物・IT関連の被害や予防についての理解を深めた。また、学校によっては、家庭や地域の方に授業を公開したり、学習内容を広報したりして、関心を高めた。 | 第7条 |

(2) 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます
① 自立を育む体験活動を応援します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 | | |
|----|---------------|----------------|-----------|--|---------------------|----------------------------------|---|--|---|--|--|---|--|--|--------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | | | |
| 1 | 文化振興活動事業 | 児童青少年課 | 子どもと保護者 | 音楽や演劇鑑賞(親子のファミリーコンサート、親子演劇鑑賞会など)を通じて子どもの情操を培い、親子の触れ合いや対話の機会を設ける。 | 検討 | 参加人数 | 未実施 | | 旧公会堂の取壊以降、会場がないため実施していない。市民交流センターの完成以降、同事業を児童青少年課が再度、直接実施する必要があるかも含めて検討を要する。 | 未実施 | | 旧公会堂の取壊以降、会場がないため実施していない。市民交流センターの完成以降、事業内容と同趣旨の各種自主事業が実施されており、本事業を児童青少年課において再度直接実施する必要があるかも含めて検討を要する。 なお、事業内容とは異なるが、毎年1月に「新春たこあげ大会」を実施している。 | 第9条 | | |
| 2 | 子どもの体験事業 | 公民館 | 子どもと保護者 | 「子ども体験講座」「学習体験収穫」「わんぱく団活動」などを行う。 | 公民館/継続 | 公民館/利用者数 | 公民館本館/「子ども自然体験クラブ」4回シリーズ、延べ参加人数65人 | A | 参加人数が増加。しかし、定員に満たない回もあった。 | 公民館本館/「子ども自然体験クラブ」4回シリーズ、延べ参加人数95人 公民館緑分館/「共働夢農園・親子コース」5回シリーズ、延べ参加者数72人 公民館緑分館/「イクメンババのための親子クリスマスキャンドル作り」1回、参加者数19人、「親子deヨガ」1回、参加者数20人 | A | 「子ども自然体験クラブ」については、参加者数が増加した。また、子どもと保護者で参加できる講座が増えた。 | 第9条 | | |
| | | | | | | 生涯学習課 | 生涯学習課/継続 | 生涯学習課/清里山荘自然体験教室年2回実施、夏季参加者人数30人、冬季30人 | A | 子ども達が自然の中で動植物とのふれあいを通して自然の大切さを学ぶことを目的としている。参加者数は受け入れ態勢により変動はあるが、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課/清里山荘自然体験教室年2回実施、夏季参加者人数41人、冬季34人 | A | 子ども達が自然の中で動植物とのふれあいを通して自然の大切さを学ぶことを目的としている。参加者数は受け入れ態勢により変動はあるが、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 | |
| | | | | | | 経済課 農業委員会 | 経済課・農業委員会/継続 | 経済課・農業委員会/参加生徒数、児童数、世帯数 | 経済課・農業委員会/学童収穫体験事業(市内小学校9校、参加児童1,581人) 職場体験事業(市内中学校4校、参加生徒15人) | A | 市内公立小学校9校の児童にジャガイモやサツマイモの収穫体験を実施し、収穫の喜びに触れることで農作物の大切さを学ぶことが出来た。また中学生については、農家や共同直売所の仕事を手伝うことを通して農家の苦労や地元で生産された農作物の大切さを学ぶことが出来た。 | 経済課・農業委員会/学童収穫体験事業(市内小学校9校、参加児童1,498人) 職場体験事業(市内中学校2校、参加生徒7人) | A | 市内公立小学校9校の児童にジャガイモやサツマイモの収穫体験を実施し、収穫の喜びに触れることで農作物の大切さを学ぶことが出来た。また中学生については、農家や共同直売所の仕事を手伝うことを通して農家の苦労や地元で生産された農作物の大切さを学ぶことが出来た。 | 第9条 |
| | | | | | | 児童青少年課 | 児童青少年課/継続 | 児童青少年課/参加人数 | わんぱく団活動(6日間)累計参加人数288人 | A | 子どもの体験事業として、野外活動を実施。事業内容については、毎年、職員が検討・改善を行っている。 | 児童青少年課/わんぱく団活動(6日間)参加人数64人(累計参加人数384人) 中高生ボランティア人数22人 | A | 子どもの体験事業として、野外活動を実施。事業内容については、毎年、職員が検討・改善を行っている。 | 第9、13条 |
| 3 | 各種スポーツ事業 | 生涯学習課(スポーツ振興係) | 子どもと保護者など | 親や指導員も参加し、子どもとの交流を図れるよう「①少年少女野球教室」「②ジュニアサッカーフェスティバル」「③親子体操教室」などを実施する。 | ①継続 ②継続 ③継続 | ①利用児童数 ②利用児童数 ③アンケートによる満足度 | ①少年少女野球教室参加者数120人(1回実施) ②ジュニアサッカーフェスティバル参加者55人(1回実施) ③親子体操教室参加者数162人(全16回) アンケートによる満足度:良 その他「水泳教室」72人(全11回)、「なんでもやってみようスポーツ教室」36人(全8回)を実施 | A | 野球、サッカー等の競技の基本と楽しさを体験させながら、健全な児童の育成のため実施する事業であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | ①少年少女野球教室参加者数152人(1回実施) ②ジュニアサッカーフェスティバル参加者108人(1回実施) ③親子体操教室参加者数135人(全16回) アンケートによる満足度:良 その他「水泳教室」72人(全11回)、「なんでもやってみようスポーツ教室」47人(全8回)を実施 | A | 野球、サッカー等の競技の基本と楽しさを体験させながら、健全な児童の育成のため実施する事業であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 | | |
| 4 | 図書館ボランティアとの協働 | 図書館 | 子ども | おはなし会をボランティアと協働で行う。 | 継続 | 実施箇所数 | 本館、東分室、緑分室において、おはなし会をボランティアと協働で行った(本館3回31人、東分室1回8組、緑分室22回745人) | A | 前年度並みの参加者数を維持している。 | 本館、東分室、緑分室において、おはなし会をボランティアと協働で行った(本館3回49人、東分室1回18組、緑分室22回664人) | A | 全体的に見ると前年度並みの参加者数を維持している。 | 第9、13条 | | |
| 5 | 図書館事業 | 図書館 | 子ども | 貸し出しサービス、レファレンスサービス(参考業務)、子ども対象の各種事業(おはなし会・工作の会・映画会)、ヤングアダルトサービス、学校図書室との連携・援助・資料の収集と組織化・他市図書館との相互貸借、移動図書館の巡回を行う。 | 充実 | 利用者数 | おはなし会/本館42回476人、東分室7回116人、緑分室22回745人 おたのしみ会/本館2回90人、東分室1回8人 夏休み工作会/本館1回18人 学校、学級、ボランティア団体への団体貸出 小学生の1日図書館員(東1回6人、緑1回10人) | A | おはなし会の開催回数及び参加人数が増加した。 映画会については平成24年度は会場となる集会室が使用できないため、夏休み工作会を行ったため、参加人数は減少したものの参加した子どもたちの反応は良かった。 中学生の職場体験は学校からの要請が無かった為行わなかった。 | おはなし会/本館44回452人、東分室7回145人、緑分室22回644人 おたのしみ会/本館2回49人 東分室1回3人 夏休み工作会/本館1回13人 学校、学級、ボランティア団体への団体貸出 中学生の1日図書館員(東1回6人、緑1回2人) | A | おはなし会の開催回数及び参加人数が増加した。 映画会については平成25年度も会場となる集会室が使用できないため、夏休み工作会を行い、平成24年度に引き続き、参加した子どもたちの反応は良かった。 | 第9、13条 | | |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|------------------|------------------------------|---------------|---|---------------------|-------------------------------|--|--|---|--|--|--|---|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 6 | 土曜日における受入れ事業 | 児童青少年課 公民館 図書館 | 子ども | 土曜日に、体育施設・図書館・児童館・公民館などの公共施設を子どもへ開放する。また、子どもが参加できるさまざまな事業を開催する。 | 児童青少年課／充実 | 児童青少年課／参加人数 | 土曜日来館者数13,697人 | A | 土曜開館によって、子どもの受入れ体制は整備されている。事業内容等については、随時、検討をしている。 | 児童青少年課／土曜日来館者数13,384人 | A | 土曜開館によって、子どもの受入れ体制は整備されている。事業内容等については、随時、検討・改善を行っている。 | 第9、13条 |
| | | | | | 公民館／継続 | 公民館／講座数 | 公民館東分館/「ひがし子ども囲碁教室」50回、延べ参加人数645人 公民館本館/「子ども自然体験クラブ」4回シリーズ延べ参加人数65人 | S | 「ひがし囲碁教室」はメンバーがさらに充実し、生きがいに通じる活動を行っている参加者もいる。「子ども自然体験クラブ」も参加者が増加している。 | 公民館東分館/「ひがし子ども囲碁教室」50回、延べ参加人数700人 公民館本館/「子ども自然体験クラブ」4回シリーズ、延べ参加人数95人 | A | 「ひがし子ども囲碁教室」は参加者がさらに充実し、大会等に参加するなど生きがいに通じる活動をしている子どももいる。「子ども自然体験クラブ」も参加者が増加した。 | 第9条 |
| | | | | | 図書館／充実 | 図書館／参加者数 | 図書館／緑分室において月1回土曜日のおはなし会を実施(幼児の部)全10回・336人(小学生の部)全10回・234人参加(幼児・小学生の部合同)全2回、175人参加 絵本の読み聞かせの他、手袋人形、手遊び、人形劇、科学工作、影絵芝居、素話、パネルシアター等多岐にわたる種類の演目を行った。 | A | 前年度並みの参加者数を維持し工夫を凝らしたさまざまな演目を行った為、参加した子どもたちの反応が大変よく、行った内容に興味を示してくれた。 | 図書館／緑分室において月1回土曜日のおはなし会を実施(幼児の部)全10回・333人(小学生の部)全10回・174人参加(幼児・小学生の部合同)全2回、137人参加 絵本の読み聞かせの他、手袋人形、手遊び、人形劇、科学工作、影絵芝居、素話、パネルシアター等多岐にわたる種類の演目を行った。 | A | 前年度より参加者数は若干減少したが工夫を凝らしたさまざまな演目を行った為、参加した子どもたちの反応が大変よく、行った内容に興味を示してくれた。 | 第9、13条 |
| | | | | | 生涯学習課(スポーツ振興係) | 生涯学習課(スポーツ振興係)／ ①継続 ②継続 | 生涯学習課(スポーツ振興係)／ ①利用児童数 ②利用児童数 | 生涯学習課(スポーツ振興係)／ 毎週土曜日実施 ①総合体育館プール無料開放(9時～正午)2,064人 ②土曜スポーツクラブを実施(9時～正午)477人 | A | 総合体育館において学校週五日制対応事業として、毎週土曜日に小・中学生を対象とした事業であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課(スポーツ振興係)／ 毎週土曜日実施 ①総合体育館・栗山公園健康運動センター プール無料開放(9時～正午)2,092人 ②土曜スポーツクラブを実施(9時～正午)304人 | A | 総合体育館等において学校週五日制対応事業として、毎週土曜日に小・中学生を対象とした事業であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 |
| 7 | 中・高校生ボランティアの育成 | 児童青少年課 | 12歳～18歳の子ども | 中・高校生ボランティアを育成する。 | 充実 | 登録・参加者数 | 中・高校生ボランティア登録・参加者数839人 | A | 各種児童館行事において、日常的に中・高校生世代のボランティアの協力を得ている。 | 中・高校生ボランティア登録・参加者数794人 | A | 各児童館行事において、日常的に中・高校生世代のボランティアの協力を得ている。 | 第9、13条 |
| 8 | 地域少年少女スポーツ団体への支援 | 生涯学習課(スポーツ振興係) | 地域の少年少女スポーツ団体 | 体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。 | 継続 | 利用児童数 | 11団体444人 団員交流大運動会(参加者721人)や、運動適性テスト(参加者340人)など年間を通して活動を行っている | A | 団体数は横ばい傾向であるが、市内小学生同士の親睦を図り、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 11団体396人 団員交流大運動会(参加者608人)や、運動適性テスト(参加者278人)など年間を通して活動を行っている | A | 団体数は減少傾向であるが、市内小学生同士の親睦を図り、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |

② 子どもの居場所と交流の場を充実します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---------------------|----------------------------|-----------------|--|-------------------------------|----------------------------------|---|----------|---|---|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 子ども家庭支援センター(ゆりかご)事業 | 子育て支援課 | 子どもと保護者 | 親子が自由に遊ぶ場を提供し、職員が支援をすることにより親子の交流を促進する。子育てに関わる情報の提供や情報交換を行う活動の拠点、母親の自主活動を支援し子育てグループの指導者育成、ボランティア活動に関する情報収集や情報提供などを行う。 | 親子の交流と仲間作り支援 | 利用人数 ボランティア登録数 ホームページアクセス数 | 親子遊びひろば利用者数23,614人 子ども家庭支援センター(ゆりかご)ホームページアクセス数21,514件 ボランティア登録数67人 | A | 事業実績は毎年度同程度で推移している。ひろばの1日当りの利用者は平均70~80程度となっている。今後も運営協議会や利用者等の意見を聞きながら、講座等プログラムの工夫を図る。 | 親子遊びひろば利用者数25,201人 子ども家庭支援センター(ゆりかご)ホームページアクセス数27,838件 ボランティア登録数67人 | A | 事業実績は、過去2年間と比較し1,500人程度増加、場所が分かりづらい等の意見があり、手書きの立て看板を設置する等、新たな周知の試みを実施した。今後も、利用者や運営協議会の意見を聞きながら広報プログラムの工夫を図る。 | 第7、9条 |
| 2 | 児童館事業 | 児童青少年課 | 子どもと保護者 | 中・高校生ボランティアの育成、子育て支援グループの活動支援、施設の整備、開館時間の延長など。子どもの意見を取り入れながら、新たな児童館設置を行う。また、中・高校生世代の子どもの利用を推進していく。 | 新設については財政状況を踏まえ運営方法等含め今後の検討課題 | 来館者数 | 来館者数101,309人 <開館時間延長に伴う来館者数> 東児童館を除く3館において、学校休業日を除く平日は小学4年生以上の児童に対して、開館時間を午後5時30分まで延長した。196日(本町、貫井南、緑児童館)、3館計9,480人。 東児童館については、常時午後6時まで開館。280日、5,064人。 合計14,544人 | B | 各館の事業については継続新設については、財政状況を踏まえ、運営方法等含め、今後の検討課題 | 来館者数107,469人 <開館時間延長に伴う来館者数> 東児童館を除く3館において、学校休業日を除く平日は小学4年生以上の児童を対象に、開館時間を午後5時30分まで延長。本町、貫井南、緑児童館 10,949人/193日 東児童館(常時午後6時まで開館) 6,010人/281日 四館合計16,959人 | B | 各館の事業については継続新設については、財政状況を踏まえ、運営方法等含め、今後の検討課題 | 第9、13条 |
| 3 | 移動児童館(わんぱく号) | 児童青少年課 | 子どもと保護者 | 児童館に遠い地域の子どもの支援活動として、ボランティアグループの協力により実施する。 | 継続 | 参加人数 | 移動児童館「わんぱく号」参加人数8回260人(6月雨天のため中止) | B | 事業内容、評価方法等については、適宜検討・改善を継続 | 移動児童館「わんぱく号」参加人数369人/8回(2月積雪のため中止)、ボランティア29人 | B | 事業内容については、適宜検討・改善を継続 | 第9条 |
| 4 | 小学校の校庭開放事業 | 生涯学習課 | 子どもと保護者 | 「遊び場開放」は子どもと保護者を対象に、各校に指導員1名を配置し、遊び場として開放。「登録団体開放」は教育委員会に登録申請し、承認を受けた少年スポーツ団体に開放する。 | 継続 | 参加人数(登録団体開放・遊び場開放) | 夏休みを除く毎月土、日、祝祭日。年末・年始の6日間を除く冬休み及び春休み。午前午後をスポーツ団体に開放。ただし午後はスポーツ団体と遊び場の併用。遊び場開放開催回数延べ498回、参加者数延べ6,351人。登録団体開放延べ763回、参加者数延べ65,603人。9校にて開放実施 | A | 子どもの遊び場不足を補うために市立小学校校庭を開放する事業であり、利用者数は遊び場開放・団体開放共に微減しているが大きな事故等も無いことから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 夏休みを除く毎月土、日、祝祭日。年末・年始の6日間を除く冬休み及び春休み。午前午後をスポーツ団体に開放。ただし午後はスポーツ団体と遊び場の併用。遊び場開放開催回数延べ529回、参加者数延べ6,976人。登録団体開放延べ751回、参加者数延べ58,066人。9校にて開放実施 | A | 子どもの遊び場不足を補うために市立小学校校庭を開放する事業であり、利用者数は遊び場開放・団体開放共に微減しているが大きな事故等も無いことから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| 5 | 公園等遊べる施設の整備等 | 環境政策課 児童青少年課 その他関係各課 | 市民 | 子どもからお年よりの憩いの場・交流の場、青少年が安心して遊べる魅力ある場(プレイパークなど)の環境づくり、地域のコミュニティ活動の活発化、子どもの健全育成などを行う。 | 環境政策課／継続 児童青少年課／継続 | | 環境政策課/公園の維持管理を行うとともに、上山谷緑地公園を整備、開園した。ぐみの木公園の遊具撤去新設工事を行った。 | A | 平成24年度は、新たに4箇所の公園・緑地を開園し身近なみどりを守り、緑化の推進に貢献したため。 | 環境政策課/公園の維持管理を行うとともに、小長久保公園を拡張整備。 | A | 平成25年度は、公園・緑地の整備をすすめ、身近なみどりを守り、緑化の推進に貢献したため。 | 第9条 |
| | | | | | | | 児童青少年課/子どもの健全育成活動(市民まつり子ども部門行事(3,381人)、子ども週間行事(2,583人)、たこあげ大会(955人)等)での交流の場作り) | B | 地域における子どもの健全育成活動を継続して実施。実施方法についても継続して検討していく。 | 児童青少年課/子どもの健全育成活動として、市民まつり子ども部門行事(2,384人)、子ども週間行事(2,764人)、たこあげ大会(791人)等を実施 | A | 地域における子どもの健全育成活動を継続して実施。各事業地域の青少年健全育成地区委員や子供会育成連合会による実行委員会形式により実施しており、実施内容についても継続して検討していく。 | 第9、14条 |
| | | | | | | | その他関係各課/特に無し | | その他関係各課/特に無し | | | | |
| 6 | 保育所・学童保育所等施設の開放 | 保育課 児童青少年課 | 子どもと保護者、子育てグループ | 公立保育所での日曜日園庭開放、学童保育所での施設開放(午前中)、民間保育所への施設開放の働きかけを行う。 | 保育課/検討(日曜以外は継続) 児童青少年課/継続 | 保育課/利用者数 | 保育課/日曜日園庭開放は未実施(日曜以外各園により曜日、回数等は異なるが実施している。) | D | 現状では職員体制、施設管理上等の問題から、保育所が日曜日開園していない。 | 保育課/日曜日園庭開放は未実施(日曜以外各園により曜日、回数等は異なるが実施している。) | D | 現状では職員体制、施設管理上等の問題から、保育所が日曜日開園していない。 | 第9条 |
| | | | | | | 児童青少年課/利用者数 | 学童保育所を利用した子育てひろば事業学童保育所4ヶ所(たけとんぼ、まえはら、みなみ、あかね学童保育所)で週1回程度実施、計134回利用者数1,986人 | B | 全学童保育所では実施していない。実施体制や他施策含めた検討を要す。 | 児童青少年課/学童保育所を利用した子育てひろば事業を週1回程度実施(たけとんぼ、まえはら、みなみ、あかね学童保育所)利用者数1,998人/106回。なお、あかね学童保育所は立替工事のため7月まで。 | B | 現状では、全学童保育所では実施していないが、学童保育業務の総合的な見直しの結果、平成27年度から6箇所で週3回実施に拡充を予定。 | 第9条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-----------|-------|-----|--|---------------------|-----------|--|----------|--|--|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 7 | 子どもを見守る家 | 指導室 | 市民 | 登下校時への不審者に対する一時的緊急避難所としての「子どもを見守る家(カンガルーのポケット)」の設置を支援する。 | 継続 | 登録者数 | 登録者件数1,281件 健全育成推進協議会での情報交換 | A | 継続手続きの手順を簡略化したり、新たに「カンガルーポケット市内地図」を作成するなど充実を図った。また、登録件数も微増となった。 | 1,326件の登録件数があった。健全育成推進協議会での情報交換を行った。 | A | 「カンガルーポケット市内地図」の周知に取り組み、保護者、地域の方の理解啓発につながった。その結果、登録件数も増加した。 | 第7条 |
| 8 | 放課後子どもプラン | 生涯学習課 | 子ども | 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより子どもが地域社会の中で、心ゆたかで健やかに育まれる環境づくりを推進する。 | 充実する方向で検討 | 参加人数・実施回数 | 平成19年度から「放課後子ども教室推進事業」として実施。9小学校区、38事業、参加者25,773人、実施回数682回 | A | 学校と地域と保護者が協力して安全な子どもたちの居場所を作ることを目標としており、参加者数・実施回数共に横ばい傾向ではあるが、大きな事故もなく、各校で推進委員会が組織される等体制の整備も図られていることから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした | 平成19年度から「放課後子ども教室推進事業」として実施。9小学校区、41事業、参加者30,957人、実施回数790回 | A | 学校と地域と保護者が協力して安全な子どもたちの居場所を作ることを目標としており、参加者数・実施回数共に横ばい傾向ではあるが、大きな事故もなく、各校で推進委員会が組織される等体制の整備も図られていることから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした | 第9条 |

1 子育て家庭を支えます

(3) 子どもを生み育てる家庭を支援します

① 経済的負担を軽減します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-------------|--------|------------------------|---|---|-------|--|----------|--|--|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 母子援助事業 | 健康課 | 乳幼児または妊産婦 | 経済的理由などにより妊産婦および乳幼児の健康保持が困難な場合①「母子栄養強化扶助」②「妊産婦・乳幼児保健指導」を行う。 | ①継続 ②継続 | 支給人数等 | ①支給実人数9人 ②指導票発行延数6件 支給実人数6人 | A | 母子バッグ同封サービスガイド・ホームページにて周知を図っている。サービスを必要とする市民へ提供できている。 | ①支給実人数4人 ②指導票発行延数7件(支給実人数6人) | A | わたしの便利長をはじめ、母子バッグに同封しているのびのびこがねいっ子及び母子保健・福祉のサービスガイド、ホームページにて周知を図っており、サービスを必要とする市民へ情報提供できているため。 | 第7条 |
| 2 | 乳幼児医療費助成 | 子育て支援課 | 就学前の乳幼児 | 乳幼児の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成を行う。 | 拡大 平成19年10月1日より未就学児の保護者の所得制限を撤廃し、制度を拡大 | 受給者数 | 受給者数と診療件数 都基準分5,501人99,419件 市単独分834人20,901件 | S | 平成19年度に市の独自財源による所得制限撤廃により全未就学児に対する医療費助成を実現し、現在も継続して実施している。市報やホームページで広報し、漏れの無い周知を行っている。 | 受給者数と診療件数 都基準分5,635人 108,073件 市単独分827人 15,486件 | S | 平成19年度に市の独自財源による所得制限撤廃により全未就学児に対する医療費助成を実現し、現在も継続して実施している。市報やホームページで広報し、漏れの無い周知を行っている。 | 第7条 |
| 3 | 児童手当 | 子育て支援課 | 0歳～小学校修了前の子どもを育てている保護者 | 0歳から小学校修了前の児童を養育している保護者に対し、手当を支給する。 | 拡大 平成18年4月1日より小学校修了前の児童を養育している保護者に対し、手当を支給を拡大。 平成19年4月1日より、児童手当支給額を3歳未満一律10,000円に制度改正 | 受給者数 | 平成24年度に子ども手当から児童手当に移行、平成24年6月支給分から所得制限が適用された。 【対象】 0歳～中学校修了前の子どもを育てている保護者 【事業の内容】 0歳～中学校修了前の子どもを養育している保護者に対し、手当を支給する 【手当額】 <所得制限内> 3歳未満一律 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 ・第1、2子 月額10,000円 ・第3子以降 月額15,000円 中学生一律 10,000円 <所得制限以上> 月額 5,000円 平成24年度受給者数 12,207人 | S | 手当の受給漏れが無いよう、現況届発送時には、市報、HP等で周知を行い、発送後期限までに届出が無い対象者については、個別に届出勧奨を行い、周知徹底を行った。また、転入や出生等の新規の対象者についても、関係各課の届出時に、本手当の届出を案内する等、連携し周知を図っている。 | 受給者数13,045人(特例給付含む) | S | 手当の受給漏れが無いよう、現況届発送時には、市報、HP等で周知を行い、発送後期限までに届出が無い対象者については、個別に届出勧奨を行い、周知徹底を行った。また、転入や出生等の新規の対象者についても、関係各課の届出時に、本手当の届出を案内する等、連携し周知を図っている。 | 第7条 |
| 4 | 小金井市児童扶養手当 | 子育て支援課 | 18歳未満の子どもを4人以上育てている保護者 | 児童(18歳未満)を4人以上養育している保護者で、4人目の児童から児童手当・児童育成手当が支給できない人に手当を支給する。 | 継続 | 受給者数 | 平成22年度に子ども手当(現児童手当)の創設により廃止 | D | 子ども手当(現児童手当)制度の創設により支給対象者がいなくなったため、廃止した。 | 平成22年度に子ども手当(現児童手当)の創設により廃止 | D | 子ども手当(現児童手当)制度の創設により支給対象者がいなくなったため、廃止した。 | 第7条 |
| 5 | 愛育手当 | 子育て支援課 | 4歳、5歳の子どもを保護する | 市内に住み、保育園(無認可を除く)や幼稚園に入園していない子ども(4歳、5歳)を育てている保護者に手当を支給する。 | 継続 | 受給者数 | 受給者数30人 | A | 子育て支援のための各制度間の狭間にある人々を対象としている手当であり、支給人数は少ないものの、幼児の健全な育成の助長を図るために継続実施をしている。対象者の把握は困難であるが、市報での周知を図り、広報をしている。 | 受給者数52人 | A | 子育て支援のための各制度間の狭間にある人々を対象としている手当であり、支給人数は少ないものの、幼児の健全な育成の助長を図るために継続実施をしている。対象者の把握は困難であるが、市報での周知を図り、広報をしている。 | 第7条 |
| 6 | 私立幼稚園等保護者助成 | 学務課 | 私立幼稚園へ通う子どもの保護者 | 私立幼稚園等に在籍する子どもの保護者の負担軽減を図るため、助成を行う。また、市の補助金の引き上げを検討する。 | 継続 | 申請者数 | 17,337人/月 | A | 幼児教育の振興と充実を図り、保護者の負担を軽減できたが、なお補助金額の市上乗せ額を増額できるような検討の余地がある。 | 18,061人/月 | A | 幼児教育の振興と充実を図り、保護者の負担を軽減できた。 | 第9条 |
| 7 | 就園奨励費の補助事業 | 学務課 | 私立幼稚園 | 公私立幼稚園間の保護者負担金の格差の是正等のために、私立幼稚園に対して入園料・保育料の減免事業(所得制限があり)を行う。 | 継続 | 申請者数 | 719人/年 | A | 世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減並びに公私立幼稚園の格差是正を図っている。平成24年度は補助上限額があがったため、より保護者の経済的負担を軽減することが出来た。 | 752人/年 | A | 世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減並びに公私立幼稚園の格差是正を図っている。平成25年度は補助上限額があがったため、より保護者の経済的負担を軽減することが出来た。 | 第9条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-------------------|--------|---------------------------|---|----------------------|---------------------------------|--|---|---|--|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 8 | 保育室等保護者助成 | 保育課 | 3歳以下の子ども の保護者 | 市内に住み、認証保育所、認定子ども園、保育室や保育ママに3歳以下の子どもを預けている保護者に助成金を交付する。 | 継続 | 保育室、保育ママ、認証保育所、認定子ども園の保育料負担軽減状況 | 交付件数 認証保育所2,169件 保育室243件 家庭福祉員285件 認定子ども園24件 合計2,955件 | B | 小金井市保育室等入所児童保護者助成金交付要綱に基づき、市内在住で認証保育所、保育室、家庭福祉員及び認定子ども園に子どもを預けている保護者に対し助成金を交付している。 | 交付件数 認証保育所2,503件 保育室225件 家庭福祉員311件 認定子ども園31件 合計3,070件 | B | 小金井市保育室等入所児童保護者助成金交付要綱に基づき、市内在住で認証保育所、保育室、家庭福祉員及び認定子ども園に子どもを預けている保護者に対し助成金を交付している。 | 第9条 |
| 9 | 保育料減免制度 | 保育課 | 生活に困難が生じた家庭など | 失業や離婚、災害、医療費の増大などで生活に困難が生じたり、保育室などに兄弟が入園している家庭へ、一定の基準により保育料を減免する。 | 継続 | 利用者数 | 399件 | B | 失業や離婚、災害、医療費の増大などで生活に困難が生じたり、保育室などに兄弟が入園している家庭へ、一定の基準により保育料を減免している。 | 238件 | B | 失業や離婚、災害、医療費の増大などで生活に困難が生じたり、保育室などに兄弟が入園している家庭へ、一定の基準により保育料を減免している。 | 第9条 |
| 10 | 小金井市修学援助(奨学資金) | 庶務課 | 高校生、大学生など | 経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに、修学上必要な学資金を援助する。 | 継続(奨学資金運営委員会にて順次見直し) | 受給者数 受給率 | 受給者数・高校生等35人・大学生等3人 受給率:高校生等89.7%(39人の応募に対し35人に支給)大学生等23.1%(13人の応募に対し3人に支給) | B | 事業目標をある程度達成しているが、今後、他市の支給状況を見ながら奨学資金運営委員会での改善・検討を続ける必要があるため | 受給者数・高校生等33人・大学生等3人 受給率:高校生等100%(33人の応募に対し33人に支給)大学生等30%(10人の応募に対し3人に支給) | B | 事業目標をある程度達成しているが、今後、他市の支給状況を見ながら奨学資金運営委員会での改善・検討を続ける必要があるため | 第9条 |
| 11 | 義務教育就学猶予免除者等教育助成 | 学務課 | 子どもと保護者 | 就学義務を猶予または免除されている子どもと、訪問教育を受けている子どもの保護者に教育助成金を支給する。 | 継続 | 申請者数 | 対象者なし | 就学義務の猶予又は免除については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第34条の規定により、学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に掲げる事由(病弱、発育不完全その他やむを得ない事由)があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を教育委員会に願出しなければならないとされ、保護者からの願出がない限り、教育委員会は、就学義務の猶予又は免除を行うことはできないこととなっていることから、対象者がいないため評価ができません。 | 対象者なし | 就学義務の猶予又は免除については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第34条の規定により、学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に掲げる事由(病弱、発育不完全その他やむを得ない事由)があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を教育委員会に願出なければならないとされ、保護者からの願出がない限り、教育委員会は、就学義務の猶予又は免除を行うことはできないこととなっていることから、対象者がいないため評価ができません。 | 第6、7、9条 | | |
| 12 | 要保護及び準要保護児童生徒就学援助 | 学務課 | 児童・生徒の保護者 | 経済的な理由で就学困難な子ども等の保護者に対し、学用品費などを援助し、就学支援を行う。 | 継続 | 受給者数 | 要保護40人 準要保護845人 | A | 認定者に対し、教育費の一部の援助を行った。また、市報・ホームページへの掲載及び全児童生徒にお知らせを配布するなど周知に努めている。今後も申請漏れ等がないように周知を努めていく必要がある。特に、外国籍の方、障害を持つ方には丁寧な対応をしていき、漏れ等のないよう努めていく。 | 要保護41人 準要保護819人 | A | 認定者に対し、教育費の一部の援助を行った。また、市報・ホームページへの掲載及び全児童生徒にお知らせを配布するなど周知に努めている。今後も申請漏れ等がないように周知を努めていく必要がある。特に、外国籍の方、障害を持つ方には丁寧な対応をしていき、漏れ等のないよう努めていく。 | 第9条 |
| 13 | ひとり親家庭医療費 | 子育て支援課 | ひとり親家庭など | 18歳に達した年度の末日(障害のある場合は20歳未満)までの児童のいる家庭などに対して、医療費の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成する。 | 継続 | 件数 | 対象者数795人 延受診者数8,977件 (平成23年度対象者数739人) | A | 仕事をしているひとり親家庭の保護者に配慮するため、現況届時の夜間窓口の設置等を行い、届出しやすい環境を整えている。また、関係課の届出時に案内をする等、関係各課と連携し周知を行っている。 | 対象者数780人 延受診者数9,528件 | A | 仕事をしているひとり親家庭の保護者に配慮するため、現況届時の夜間窓口の設置等を行い、届出しやすい環境を整えている。また、関係課の届出時に案内をする等、関係各課と連携し周知を行っている。 | 第7条 |
| 14 | 障害児福祉手当(国制度) | 障害福祉課 | 重度の障害のある20歳未満の子ども | 障害のある児童がいる世帯の経済的負担を軽減するために、障害児福祉手当の支給を行う。 | 充実 | 受給率 支給額 | 受給資格者44人 受給者39人 受給率88.6% 6,658,380円 | A | 受給者及び支給金額は毎年横ばい傾向にあり、安定して手当金の支給を行えている。 | 受給資格者43人 受給者39人 受給率90.7% 6,809,640円 | A | 受給者及び支給金額は毎年横ばい傾向にあり、安定して手当金の支給を行えている。 | 第9条 |
| 15 | 心身障害者福祉手当 | 障害福祉課 | 児童育成手当(障害)非該当の子ども の保護者 | 心身に障害のある児童の保護者に手当を支給する。 | 充実 | 受給率 支給額 | 受給者8人 受給率100% 845,500円 | A | 受給者及び支給金額は毎年横ばい傾向にあり、安定して手当金の支給を行えている。 | 受給者5人 受給率100% 855,000円 | A | 受給者及び支給金額は毎年横ばい傾向にあり、安定して手当金の支給を行えている。 | 第9条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---------------|--------|-------------------|--|--|-------|--|----------|--|---------------------------------|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 16 | 特別児童扶養手当(国制度) | 障害福祉課 | 20歳未満の子ども の保護者 | 障害のある児童がいる保護者(所得制限あり)に、経済的負担の軽減を図るため手当を支給する。 | 継続 | 受給率 | 受給資格者106人 受給者86人 受給率81.1% | A | 受給者及び支給金額は毎年横ばい傾向にあり、安定して手当金の支給を行えている。 | 受給資格者107人 受給者82人 受給率76.6% | A | 受給者及び支給金額は毎年横ばい傾向にあり、安定して手当金の支給を行えている。 | 第9条 |
| 17 | 義務教育就学児医療費助成 | 子育て支援課 | 義務教育就学児 | 児童の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学児に係る医療費の助成を行う。 | 拡大 平成19年10月1日より保険診療自己負担分3割のうち1割を助成。 平成21年10月1日より3割助成(ただし、通院1回につき200円(上限額)の自己負担あり)。 | 受給者数 | 平成24年10月に所得制限が緩和された。 受給者数5,173人 延受診件数58,429件 | A | 所得制限緩和時には、HPや市報への掲載の他、個別案内の発送、医師会へのポスター掲示依頼、小学校を通じたチラシの配布を行う等、申請漏れが無いよう広報を行った。 | 受給者数5,240人 延受診件数66,384件 | A | 届出漏れが無いよう、市報掲載、HP上で常時広報を行う他、現況届けの個別送付等を行い、周知を図った。 | 第7条 |

② 母子保健体制を充実します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|--|-----|------------------|---|---|----------------------------|--|----------|---|--|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 妊産婦の健康づくり事業 | 健康課 | 妊娠の届け出をした妊婦 | 妊娠届出書を提出した妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠中から母と子の健康保持を図る。同時に、母と子の保健バッグも配布し、保健衛生事業の情報提供を行う。妊婦の健康管理と流産の防止などのための妊婦健診、妊婦歯科健診、妊産婦訪問指導、産後の健康管理などのため産婦健診を行う。 | 継続 妊婦健康診査公費負担回数 平成19年度2回 平成20年度5回 平成21年度14回 | 妊婦健康診査受診票受理数 産婦健康診査受診者数 | 妊婦健康診査受診票受理数: 1回目1,088人、2回目以降9,992件 産婦健康診査受診者数963人 妊産婦訪問実施延人数996件 妊娠届出数1,164件 母子健康手帳交付延数1,204件 償還払い交付延数:291件 | A | 妊婦健康診査14回を都内医療機関で利用できる。助産院や都外医療機関で受診した場合でも、償還払い制度で上限額はありますが、公費負担での受診が可能である。 | 妊婦健康診査受診票受理数: 1回目1,077人、2回目以降10,567件 産婦健康診査受診者数1,062人 妊産婦訪問実施延人数1,072件 妊娠届出数1,175件 母子健康手帳交付延数1,202件 妊婦健診償還払い交付延数:287件 超音波健診償還払い交付延数:2件 | A | 妊娠届の提出場所を保健センターだけではなく、市民課及び施設管理室(時間外・休日)でも承っている。妊婦健康診査についても、市内だけではなくを都内医療機関でも受診できるようになっており、助産院や里帰り等により都外で受診した場合でも、都内で受診したときと同様の費用を償還払いにて助成を行っている。これらのように、妊婦の手続きによる負担を少なくし、健診を受診しやすいうように努めているため。 | 第7条 |
| 2 | 新生児訪問指導(乳児家庭全戸訪問事業) | 健康課 | 新生児と保護者 | 育児などに対する不安の軽減や、疾病の予防、健康の保持・増進を図るため、専門の知識を持った助産師・保健師による家庭訪問を行う。平成21年度から乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)を実施し、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスに結びつける等の拡大をはかるため、訪問期間を生後120日まで延長する。 | 充実 | 訪問率 | 新生児訪問指導実施延人数 941人 未熟児訪問指導実施延人数 19人 | B | 乳児全戸訪問事業であるが、100%に達していない。妊娠期からの周知の充実を図りたい。 | 新生児訪問指導実施延人数 1,029人 未熟児訪問指導実施延人数 43人 | A | 里帰り出産で生後120日以上経過してしまったり、直接訪問をしても不在で会えなかったりすることがあるものの、赤ちゃん連絡票(出生通知表)の届出者全員に訪問を実施しているほか、届出がない場合には、直接訪問を行うことで、出生者のほぼ全員に対し訪問を実施しているため。 | 第7条 |
| 3 | 乳幼児健康診査 ①3~4か月児健康診査 ②6~7か月児健康診査 ③9~10か月児健康診査 ④1歳6か月児健康診査 ⑤3歳児健康診査 | 健康課 | 3か月児~3歳児と保護者 | 乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、乳幼児の心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査(身体計測・医師の診察・相談等)を行う。また、必要に応じて経過観察健診などを行う。 | 継続 | 受診率 | ①④⑤:毎月各2回集団健診 ②③:個別健診 対象者数・受診者数・受診率 ①1,006人・975人・96.9% ④999人・963人・96.4% ⑤911人・865人・95.0% 対象者数・受診票受理数・受診率 ②1,006人・873人・86.8% ③1,006人・867人・86.2% | A | 各健康診査の受診率は93.0%以上である。 3~4か月児健康診査未受診者には健診の再案内を行い、受診を促している。 | ①④⑤:毎月各2回集団健診 ②③:個別健診 対象者数・受診者数・受診率 ①1,110人・1,069人・96.3% ④954人・906人・95.0% ⑤972人・926人・95.3% 対象者数・受診票受理数・受診率 ②1,110人・992人・89.4% ③1,110人・954人・85.9% | A | 各健康診査の受診率は、昨年度に引き続き93.0%以上を維持している。 1歳6か月児及び3歳児健康診査については、未受診者に対し再案内を行い、受診を促している。 | 第7条 |
| 4 | 乳幼児歯科保健指導 | 健康課 | 乳幼児と保護者 | 乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科保健指導、フッ化物の塗布などを行う。 | 継続 3歳児健康診査時のむし歯のない者の割合を90%以上にする | むし歯のない者の割合 | ①むし歯予防教室:40回、257人実施 ②歯科健診診査:40回、923人実施 ③歯科予防処置:70回、641人実施 3歳児健診時むし歯のない児の割合=88.9% | A | 3歳児健診時のむし歯のない児の割合が約9割に達した。 | ①むし歯予防教室:40回、222人実施 ②歯科健診診査:40回、858人実施 ③歯科予防処置:70回、628人実施 3歳児健診時むし歯のない児の割合=90.0% | A | 3歳児健診時のむし歯のない児の割合が9割に達した。 | 第7条 |
| 5 | 両親学級 | 健康課 | 妊婦とパートナー、乳幼児と保護者 | 妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなど支援を行うため、妊婦とそのパートナーを対象とした教室・乳幼児と保護者を対象とした教室を開催する。 | 健康課/継続 | 健康課/参加人数 | 健康課/母性科 平日4日コース:6回、受講者延人数276人 土曜2日コース:4回、受講者延人数403人 | A | 参加者からは好評。特に土曜クラスのニーズが高いため、参加しやすい内容や日程の見直しを図り、平成25年度からは新しいカリキュラムで実施する。 | 健康課/母性科 平日3日コース:4回、受講者延人数139人 土曜2日コース:6回、受講者延人数484人 | A | 希望者の多かった土曜コースの開催回数を4回から6回に拡大した。平日コースのカリキュラムを妊婦にとって必要かつ人気の高いメニューを厳選し、4日間から3日間に凝縮した。会場を福祉会館から保健センターに変更し、ゆりかごの紹介も行った。これらのように、受講者からのアンケートを参考に、より多くの妊婦及びパートナーに参加していただけるように努めているため。 | 第7条 |
| | | | | | | | 子育て支援課/継続 | | | 子育て支援課/参加人数 | | | |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---|--------|---------|---|---------------------|--------------|---|----------|---|---|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 6 | 母子保健健康相談事業 ①乳幼児保健相談 ②乳幼児健康相談 ③出張健康相談 | 健康課 | 乳幼児と保護者 | 育児不安の解消を図るため、保健師等に気軽に相談できる場を確保し、育児支援を行う。 | 継続 | 利用者数 | ①貫井南センター:年12回、利用延数289件 東センター:年12回、利用延数368件 ②保健センター:48回実施、利用延数518件 ③婦人会館:9回実施、利用延数307件 福祉会館:11回実施、利用延数289件 | A | 利用者人数が増加しており、継続利用者が増えている。 | ①貫井南センター:年12回、利用延数331件 東センター:年12回、利用延数443件 ②保健センター:48回実施、利用延数874件 ③婦人会館:10回実施、利用延数351件 福祉会館:10回実施、利用延数272件 | A | 気軽に育児相談出来る場として周知されてきたため、利用者人数は増加している。その反面相談利用者の増加に伴い、対応する職員が不足している現状があり、支援体制の充実を図りたいため。 | 第7条 |
| 7 | 予防接種事業 | 健康課 | 子どもと保護者 | 各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、感染性の病気の発生やまん延を防ぐため、BCG、三種混合、二種混合、麻しん、風しん、ポリオなどの予防接種を行う。 | 継続 | 接種率 | 接種人数・接種率/ 三種混合:3,313人 83.9% 四種混合:705人 17.9% 二種混合:742人 82.3% 麻しん風しん (第I期)986人 100.3% (第II期)741人 83.7% (第III期)911人 89.1% (第IV期)786人 74.0% 日本脳炎:3,766人 102.4% 生ポリオ:615人 31.0% 不活化ポリオ:2,857人 72.3% BCG:968人 97.9% | B | 不活化のポリオワクチンが導入されたにも関わらず接種率が低いが、これは接種間隔を一定期間空ける必要があるため、4回目の接種者が少ないことによるもので、3回目までの接種率だけで計上した場合には90%を超えている。また、ポリオワクチンが含まれた四種混合ワクチンも導入されたため、平成24年度はワクチンの供給が追いつかず接種率は伸びなかったものの今後は三種混合の接種率が上がり四種混合の接種率が上がることが予想される。 | 接種人数・接種率/ 三種混合:984人 24.1% 四種混合:3,580人 84.0% 二種混合:487人 50.5% 麻しん風しん (第I期)988人 97.5% (第II期)746人 81.9% 日本脳炎:3,037人 81.5% 不活化ポリオ:1,140人 27.5% BCG:878人 82.1% ヒブ:4,332人 102.4% 小児用肺炎球菌:4,177人 98.8% 子宮頸がん:109人 21.8% | B | ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチンが、4月1日から定期接種となった。しかし、子宮頸がんワクチン接種後の副反応問題により、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が差し控えになるとともに、予防接種全体の接種率が低下したため。予防接種は、自己の感染を予防するだけでなく、感染症の流行を防ぐためにも効果的であることから、今後は、予防接種の効果と副反応によるリスクについてよく理解したうえで、接種をしてもらうことで、接種率の向上を図る必要がある。 | 第7条 |
| 8 | 栄養個別相談・栄養集団指導 | 健康課 | 子どもと保護者 | 離乳食やアレルギー食、食生活等の子どもの成長に関する食の悩みについて、栄養士との相談の場を提供する。また、食に興味を持ち、つくる楽しさ、食べる楽しさを意識してもらうため、親子で作れる料理の紹介をする。 | 継続 | 個別相談:利用者数 | 栄養個別相談利用者延数:875人 栄養集団指導参加者延数:2,668人 (健診時の個別相談・集団指導等含む) | A | 相談利用人数、参加者数ともに増加している。 | 栄養個別相談利用者延数:951人 栄養集団指導参加者延数:2,922人 (健診時の個別相談・集団指導等含む) | A | 集団指導による情報提供だけではなく、健診や個別相談等の際、アレルギーや子どもの小食・偏食等の食に関する相談を承る機会を設けており、年々利用者が増加しているため。 | 第7条 |
| 9 | 小児医療の充実 | 健康課 | 子どもと保護者 | 小児救急医療を確保し、充実を図る。将来は休日診療センターの設置や、平日の準夜診療の体制確立を関係機関と協議検討する。 | 継続 | | 小金井市民の武蔵野赤十字病院小児科受診患者延数1,274人 | A | 365日24時間の小児救急体制を確保に寄与し、市民へ安定した医療を提供することができた。小児科救急外来の協力関係の継続は、市民の安全を守る上で重要であるため、引き続き現在の水準を維持していく。 | 小金井市民の武蔵野赤十字病院小児科受診患者延数1,244人 | A | 365日24時間の小児救急体制を確保に寄与し、市民へ安定した医療を提供することができた。小児科救急外来の協力関係の継続は、市民の安全を守る上で重要であるため、引き続き現在の水準を維持していく。 | 第7条 |
| 10 | 子育て中の保護者グループ相談 | 子育て支援課 | 子どもと保護者 | 育児に強い不安や困難を感じている保護者を対象に、子育てや自分についての思いを話したり、必要な情報や支援を見つける場を関係機関と連携し、提供する。また、育児に関する日ごろの悩み相談や市内情報の交換を必要とする保護者の継続支援を行う。 | 推進 | 開催回数 参加人数 | 育児不安親支援事業ひだまり:年12回、参加者63名 お母さんグループ:年12回、参加者62名 | A | 育児に悩みを持つ母親が、継続的なグループ活動を行うことに意義があるため、今後も見守りを支援を行う。 | 育児不安親支援事業ひだまり:年12回、参加者67名 お母さんグループ:年20回、参加者129名 | A | 育児に悩みを持つ親を対象に、継続的にグループワークを行うことで、心の安定を図り、育児不安を取り除く効果があり、今後も引き続き見守り支援を行う。 | 第7条 |
| 11 | 育児に困難を持つ家庭への支援 | 健康課 | 子どもと保護者 | 未熟児、多胎児、病気を持つ子どもと保護者が、よりよい情報や手段が得られることで、育児の困難さを軽減できるように、家庭訪問などの継続的な個別相談や、親子同士が交流できる場を提供する。 | 継続 | | 未熟児(病児を含む)、多胎児に対する新生児訪問実数17件 個別継続支援実施延べ数143件 多胎児の自主グループに対する支援「まなびあい講座」年2回(42名) | B | 養育医療の申請から、保健師が保護者と関わることが出来た。個別支援検討会議で、多問題のケースの把握はできたが、全ての支援までは行き届かない。平成25年度からは養育医療の申請・認定を健康課で行うことになったため、従来は養育医療の申請をせずに直接乳幼児等医療費助成の申請をしていたケースも受け付けることになったため、一層の支援と連携を図る。 | 未熟児(病児を含む)、多胎児に対する新生児訪問実数29件 個別継続支援実施延べ数136件 多胎児の自主グループに対する支援「まなびあい講座」年1回(31名) | B | 養育医療の申請・認定を市が行うことになったため、乳幼児医療費助成との手続きを簡略化し、食事代相当を公費負担とするなど市民サービスの向上を図った。また、昨年度に引き続き、個別支援検討会議でケースの把握を行い関係機関との連携を図っているものの、全ての支援までは行き届かないため、今後も充実を図る必要がある。「まなびあい講座」の回数が減ったのは、自主グループからの要請がなかったため。 | 第7条 |

③ 子育てや子育てに関する相談、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-------------------|---------------|--------------|---|---------------------------|-------------------------|---|----------|---|--|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 子育て情報の提供 | 子育て支援課 | 保護者 | 市報やホームページを活用した子育て情報の提供を行う。 | 継続 | 掲載回数 | 子育て支援情報として、ホームページに各種手当、医療費助成、一時保育、子どもショートステイ、育児支援ヘルパー、子ども家庭支援センターで行う育児講座・教室などを随時掲載。また、市報へも適宜掲載 | B | ホームページや市報に各種手当、医療費助成、一時保育、子どもショートステイ、育児支援ヘルパー、子ども家庭支援センターで行う育児講座・教室などを随時掲載し、子育て支援情報として提供をしている。制度改正時には、その他個別の通知や掲示板を利用した広報等を行っている。情報内容にあった広報手段を今後も工夫していく必要がある。 | 市報掲載112件 子育て支援情報として、ホームページに各種手当、医療費助成、一時保育、子どもショートステイ、育児支援ヘルパー、子ども家庭支援センターで行う育児講座・教室などを随時掲載。また、市報へも適宜掲載した。 | B | ホームページや市報に各種手当、医療費助成、一時保育、子どもショートステイ、育児支援ヘルパー、子ども家庭支援センターで行う育児講座・教室などを随時掲載し、子育て支援情報として提供をしている。制度改正時には、その他個別の通知や掲示板を利用した広報等を行っている。情報内容にあった広報手段を今後も工夫していく必要がある。 | 第7、8、9、10、11条 |
| 2 | 子育て情報誌の発行 | 子育て支援課 | 保護者 | 子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育て支援の情報などを掲載した冊子を発行する。 | 継続。在庫の状況を見極め、増刷、改訂の作業を行う。 | 情報誌の配布状況 利用者の声 | 平成20年12月にのびのびがねいっ子改訂版を10,000部作成、平成25年1月には掲載情報を更新した上で4,000部増刷、引き続き母子バックへ封入するとともに、子ども家庭支援センター等で配布 | B | 今後、子育て支援制度が大きく変化していく中で、全面改訂版の作成が課題である。 | 平成20年12月にのびのびがねいっ子改訂版を10,000部作成、平成25年1月には掲載情報を更新した上で4,000部増刷、引き続き母子バックへ封入するとともに、子ども家庭支援センター等で配布 | B | 子ども・子育て支援新制度の開始により、全面改訂をしていく必要がある。当面は一部修正増刷で対応し、制度が軌道に乗った時点で、全面改訂を図っていく。 | 第7、8、9、10、11条 |
| 3 | 子育てひろば事業 | 保育課 児童青少年課 | 子どもと保護者 | 保育所での電話相談や園庭開放、園行事への参加など。また、児童館を利用し、ボランティアによる保育サポートや、子育て相談員を配置した子育てひろば事業を行う。 | 保育課/継続 児童青少年課/継続 | 保育課/相談件数 児童青少年課/実施回数 | 保育課/相談件数373件(公立) 園庭開放は週1、2回程度実施 | B | 相談及び園庭開放を実施している。 | 保育課/相談件数485件(公立) 園庭開放は週1、2回程度実施 | B | 相談及び園庭開放を実施している。 | 第9条 |
| | | | | | | | 子育てひろば実施回数713回 20,217人 ボランティアの協力を得て、簡易な相談等を受けている。 東児童館では月3回専門相談員による相談事業(思春期、子育て、発達相談)を実施 | A | 事業内容等については、適宜検討・改善を継続 | 児童館の子育てひろば実施回数719回 (23,105人参加) 児童館の子育てひろば事業(学童ひろば)実施回数106回(1,998人参加) ボランティアの協力を得て、簡易な相談等を受けている。 東児童館では、月2回専門相談員による相談事業(思春期、子育て相談)を実施 | A | ①現状では、学童保育所を利用した子育てひろば事業は、全学童保育所では実施していないが、学童保育業務の総合的な見直しの結果、平成27年度から6箇所で週3回実施に拡充を予定。②東児童館で毎月1回土曜日に父親参加を促進する事業を実施。なお、平成26年度は、他の児童館においても同様の事業を開始するなど充実を図っている。 | 第9条 |
| 4 | 子育て総合相談 | 子育て支援課 | 子どもと保護者 | 子ども家庭支援センターを窓口とした、子どもや子育てに関する総合相談、情報提供。特別支援教育と連携し、発達障害支援や子育て支援ネットワークづくりに繋げる。 | 継続・検討 | 相談件数 | 相談件数2,662件 平成22年度作成の子育てSOSカードを引き続き配布 | A | 市報、HP、子育てSOSカードの配布等により、総合相談窓口としての子ども家庭支援センターのは向上している。今後は増加傾向にある相談件数に対応する体制の見直しを行う。 | 相談件数2,923件 平成22年度作成の子育てSOSカードを引き続き配布した。 | A | 市報、HP、子育てSOSカードの配布等により、総合相談窓口としての子ども家庭支援センターの認知度は向上している。児童虐待に対する社会的認知度の向上により、相談の内容も養護相談が増加、子ども家庭支援センターの職員体制を見直し、相談、ケースワーク対応職員を2名増員した。 | 第7、8、9、10、11条 |
| 5 | 民生委員・児童委員の活動 | 地域福祉課 | 子どもと保護者、妊婦など | 子どもや妊産婦、ひとり親家庭などの総合相談、利用できる制度や施設、サービスの紹介。判断、治療、処遇を必要とする問題については、関係機関との連携を図りながら速やかな対応を行う。 | 継続 | 活動件数 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員計71名が地域で活動し、地域の方の相談に乗っている。 子ども関係相談件数：419件 | A | 母子手帳を配付する時に民生委員・児童委員の連絡先を書いた書類を入れる等の周知活動、また本人や近隣の方からの連絡があった時の関係機関への連携等の活動を行っている。 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員計67名が地域で活動し、地域の方の相談に乗っている。 子ども関係相談件数：650件 | A | 母子手帳を配付する時に民生委員・児童委員の連絡先を書いた書類を入れる等の周知活動、また本人や近隣の方からの連絡があった時の関係機関への連携等の活動を行っている。 | 第9条 |
| 6 | 施設ボランティアの養成 | 保育課 児童青少年課 | 市民 | 保育所や学童保育所、児童館などで、遊びや施設管理を行う市民ボランティアを養成する。 | 保育課/未定 児童青少年課/継続 | | 保育課/未実施 | C | 随時ボランティアを受け入れているが、今後、小金井市ボランティアセンターとも連携することにより、ボランティアの養成についても検討していく。 | 保育課/未実施 | C | 随時ボランティアを受け入れているが、今後、小金井市ボランティアセンターとも連携することにより、ボランティアの養成についても検討していく。 | 第9条 |
| | | | | | | | 子育てひろば事業等、児童館事業ではボランティアの協力を得ている。 | B | 施設管理ボランティア養成については、検討を要する。 | 子育てひろば事業等、児童館事業ではボランティアの協力を得ている。 | B | 施設管理ボランティア養成については、検討を要する。 | 第9条 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育て支援課 | 市民 | 育児援助ができる協力会員と、育児支援を受けたい依頼会員を登録し、地域の中で相互に助け合いを行う。 | 継続 | 会員数 活動件数 | 会員数1,275人 活動件数2,951件 | A | 会員数は順調に増加しており、特に協力会員(育児援助が出来る会員)確保が課題である中、前年度より24人増加と順調に推移している。保護者の就労形態の多様化により、本事業に対する要望も多様化しており、協力会員の確保を継続して行い、依頼会員(育児支援を受けたい会員)のニーズに対応できる体制を整えて行く。 | 協力会員181人(前年対比+15人) 依頼会員1,179人(同+114人) 両方会員42人(同-2人) 活動件数3,297件 | A | 会員数は概ね順調に増加した。活動内容は保育園・幼稚園の送迎及びその後の預かり、学校の放課後・学童の帰宅後の預かりが増加している。就労形態の多様化による保育ニーズが高まりにより全体の活動件数も増加している。引き続き、協力会員の確保に努めていく。 | 第7条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---------------------|--------------------------------|-----------------------|--|--|---------------------------------|---|----------|--|---|----------|--|------------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 8 | 思春期相談 | 健康課 子育て支援課 児童青少年課 指導室 | 子ども | 思春期の子どもからの相談に応じ、関係機関と連携を取りながら支援へつなげていく。 | 健康課/継続 子育て支援課/継続 児童青少年課/継続 指導室/継続 | 相談件数 | 健康課/保健所の思春期相談(月1回)を、市民にとって近い場所で実施するため保健センターを利用 | A | 保健センターで実施することで、市民にとって身近な場所で無料相談できるメリットがある。 | 健康課/保健所の思春期相談(月1回)を、市民にとって近い場所で実施するため保健センターを利用 多摩府中保健所圏域相談件数 85件 | A | 保健センターで実施することで、市民にとって身近な場所で無料相談できるメリットがある。 | 第7条 |
| | | | | | | | 子育て支援課/子ども家庭支援センターの子育て相談で子どもからの相談を受付 | B | 子どもから単独で相談を受けることは無いものの、家族からの相談の中で、子どもから直接相談を受けている。 子どもに対する子ども家庭支援センターの広報は十分とは言えないため、今後の検討課題である。 | 子育て支援課/子ども家庭支援センターの子育て相談で子どもからの相談を受付 | B | 子どもから単独で相談を受けることは無いものの、家族からの相談の中で、子どもから直話を聞き相談を受けている。子どもに対する子ども家庭支援センターの広報は関係機関との連携も考慮しながら、研究していく。 | 第7、8、9、10、11条 |
| | | | | | | | 思春期相談件数12回18件 | A | 専門相談員による思春期相談を実施。新たに市内中学校へ案内を配布する等、相談件数の増減にかかわらず、事業の広報・周知等、利用しやすい窓口として検討・改善を継続 | 東児童館で専門相談員による思春期相談を実施 思春期相談件数25件/12回 | B | 事業の広報・周知等、利用しやすい窓口として検討・改善しているが、件数は少ない。 | 第7、8、9、10、11、16条 |
| | | | | | | | 指導室/各中学校にスクールカウンセラーを配置。相談件数 1,078件 教育相談所での相談受付相談件数合計 296件 | A | 各中学校に週2日スクールカウンセラーが配置できた。 学校やスクールソーシャルワーカーとの関係を深め、スクールカウンセラーとの支援連携が高まった。 | 小中学校にスクールカウンセラーを配置し、7,574件の相談に対応した。 教育相談所で279件の相談に対応した。 小中学校スクールソーシャルワーカーを配置し、850件の相談に対応した。 | A | 小中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校の教育相談機能を充実させた。また、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携しながら、状況に応じて関係機関も含めた支援に取り組んだ。 | 第11条 |
| 9 | 子育ての仲間づくり事業 | 子育て支援課 児童青少年課 | 就学前の子どもと保護者 | 孤立化を防ぎ、仲間づくりを促進するため、広場において親子のふれあい、親同士、子ども同士の交流の促進するプログラムを行う。 | 子育て支援課/継続 児童青少年課/継続 | 子育て支援課/利用人数 児童青少年課/実施回数・参加者数 | 子育て支援課/子ども家庭支援センターゆりかごひろば事業利用人数23,614人 お楽しみ時間、ゆりかごカフェ等実施 | A | 数年間は利用者が一定数を保っている。運営協議会では、ひろばのPRについての意見が出されており、利用者の視点に立った改善を随時行っている。 | 子育て支援課/子ども家庭支援センターゆりかごひろば事業利用人数25,201人 お楽しみ時間、ゆりかごカフェ等実施 | A | 事業実績は、過去2年間と比較し1,500人程度増加、場所が分かりづらい等の意見があり、手書きの立て看板を設置する等、新たな周知の試みを実施した。 | 第7、9条 |
| | | | | | | | 児童館における子育てひろば事業実施回数713回、参加者数20,217人 幼児グループ実施回数344回、参加者数12,831人 その他 223回 4,599人 合計 1,280回 37,647人 | A | 事業内容等については、必要に応じて随時、検討・改善を継続 | 子育てひろば実施回数719回(23,105人参加) 幼児グループ実施回数308回(12,484人参加) 学童ひろば 106回(1,998人参加) その他 98回(3,200人参加) 合計 1,231回(40,787人) | A | 事業内容等については、随時、検討の上改善している。 | 第9条 |
| 10 | ショートステイ・トワイライトステイ事業 | 子育て支援課 | 2歳~小学校以下の子ども | 保護者の病気などで子どもの保育が困難な場合、児童福祉施設に事業委託をし、ショートステイ(短期宿泊保育)やトワイライトステイ(夜10時までの夜間保育)を行う。 | ショートステイ/継続 トワイライトステイ/検討 | 利用人数 | ショートステイ利用者延べ32人 延べ宿泊数121泊 トワイライトステイ未実施、検討継続 | C | トワイライトステイについては、委託可能な児童福祉施設が近隣に見つからないため、実施施設も含めて検討を継続して行う。 ショートステイは、利用希望者の他、ケースワークから必要な場合に利用を勧め、有効的な支援事業となっている。 | ショートステイ利用者延べ31人 延べ宿泊数69泊 トワイライトステイ未実施、検討継続 | C | ショートステイは、保護者の所要等の短期利用の増加により宿泊数が減少した。ケースワークにおける本事業の重要性は変わらないものであり、今後も引き続き同程度の事業規模は確保していく。 トワイライトステイ事業は、引続き受入施設を幅広く捉え検討する他、保護者のニーズ等を見極め事業規模・提供内容の検討もしていく。 | 第7条 |
| 11 | 育児支援ヘルパー | 子育て支援課 | 産後間もない、家事・育児の支援が必要な家庭 | 出産又は退院後2か月以内で家事や育児などの支援が必要な家庭に、1日4時間以内、15日間まで育児支援ヘルパー(NPO)に事業を委託)を派遣する。 | 拡大 | 利用者数 | 育児支援ヘルパー利用(派遣)人数 28人 | B | 平成24年度より育児支援ヘルパー派遣事業(産後支援)と養育支援訪問事業を明確に分離し、事業運営体制の再構築を行った。平成22年度の産後支援を理由とした育児支援ヘルパー利用人数は24人、23年度は42人と年度毎の利用者数に波があり、PRなど改善をしていく必要がある。 | 育児支援ヘルパー利用(派遣)人数 34人 | B | 年度毎の利用者数に波があるものの、前年度と比較し利用者数は増加した。市報、HP、母子バッグへのリーフレット封入等の広報を継続するとともに、個別の相談時の利用勧奨等、知らずに利用出来ないことが無いよう、引続き周知を行う。 | 第7条 |
| 12 | 子育て講座の開催 | 子育て支援課 児童青少年課 | 子どもと保護者、妊婦とパートナー | 妊娠、出産、育児などに関する知識の普及や情報提供、親同士の交流や仲間づくりなどを行う。 | 子育て支援課/継続 児童青少年課/継続 | 子育て支援課/利用人数 児童青少年課/利用人数 | 子育て支援課/0歳の集まり:参加者178人、1歳児の親のグループワーク:参加者215人、助産師ミニ講座:年3回 参加者41人、父親講座:年3回 参加者31人、フォローアップ講座:年1回 19人受講 | A | 多岐に渡る子育て関係講座を実施し、特にニーズの多い1歳前後の講座は充実している。 | 子育て支援課/0歳の集まり:参加者188人、1歳児の親のグループワーク:参加者152人、助産師ミニ講座:年3回 参加者45人、父親講座:年2回 参加者27人、フォローアップ講座:年1回 13人受講 | A | 多岐に渡る子育て関係講座を実施し、特にニーズの多い1歳前後の講座は充実している。 | 第7、9条 |
| | | | | | | | 児童青少年課/乳幼児活動(子育てひろば事業)において実施 89回 2,613人 | A | 子育てひろば事業の中で、利用者のニーズに合わせて内容を検討、実施しているが、常に改善していく必要がある。 | 乳幼児活動(子育てひろば事業)において実施 乳幼児講座・おはなし会・子育て相談会等 98回(3,200人参加) | A | 子育てひろば事業の中で、利用者のニーズに合わせて内容を検討の上実施しているが、常に改善していく必要がある。 | 第9条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|----------|-------|---------------|---|---------------------|-------|----------------------------------|----------|---|----------------------------------|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 13 | 思春期子育て講座 | 生涯学習課 | 保護者 | 思春期の子どもを持つ保護者等が、家庭や地域において子どもに適切な支援、助言が行われるよう学習機会の提供を行う。 | 継続 | 参加人数 | 市立小中学校13校で1回ずつ合計13回実施、507人参加 | A | 思春期の子を持つ親が共通の課題をテーマに家庭や地域において子ども達に適切な指導、教育が行われるように学習機会の提供をする事業であり、参加者数は横ばい傾向ではあるが、アンケート等でも好評であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 市立小中学校14校で1回ずつ合計14回実施、558人参加 | A | 思春期の子を持つ親が共通の課題をテーマに家庭や地域において子ども達に適切な指導、教育が行われるように学習機会の提供をする事業であり、参加者数は横ばい傾向ではあるが、アンケート等でも好評であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| 14 | 家庭教育学級 | 生涯学習課 | 保護者・児童生徒・近隣住民 | 家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童・生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子ども達の育成を図るために、保護者と子どもがともに学習するための場を設け、家庭内教育の充実、向上を目指す。 | 継続 | 参加人数 | 市立各小中学校全14校で1回ずつ合計14回実施、2,828人参加 | A | 家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子ども達の育成を図るために、保護者と子どもが共に学習するための場を設け、家庭内教育が向上することを目的とする事業であり、参加者数は横ばい傾向ではあるが、参加者からも好評であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 市立各小中学校全14校で1回ずつ合計14回実施、2,770人参加 | A | 家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子ども達の育成を図るために、保護者と子どもが共に学習するための場を設け、家庭内教育が向上することを目的とする事業であり、参加者数は横ばい傾向ではあるが、参加者からも好評であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |

④ 保育サービスを拡充します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|------------------------------|-----|----------------------|---|----------------------------|-------|--|--|--|---|--|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 認可保育所での保育事業 | 保育課 | 0歳～就学前の子ども | 保育を必要とする就学前の子どもの保育。定員枠や保育形態の見直しを検討する。また、保育環境の充実に努める。 | 推進 | 利用者数等 | 認可保育所1園の定員を17名増員した。 | B | 市内保育所において、平成13年度より、弾力運用で定員を超えて保育の実施し、平成24年度については17名増員している。 | 認可保育所1園の定員を17名増員した。 | B | 市内保育所において、平成13年度より、弾力運用で定員を超えて保育の実施し、平成25年度については17名増員している。 | 第9条 |
| 2 | 夜間保育、休日保育、長時間延長保育 | 保育課 | 1歳～就学前の子ども | ファミリーサポート事業や、NPOとの連携を図りながら、延長保育の再延長や夜間保育、日曜日や祝日などの休日の保育事業を検討。 | 未定(休日保育、長時間保育は平成24年度までに検討) | 利用者数 | 未実施 | 延長保育の再延長や夜間保育、日曜日や祝日などの休日の保育事業に係るニーズを確認し、今後検討していく。 | 未実施 | D | 延長保育の再延長や夜間保育、日曜日や祝日などの休日の保育事業に係るニーズを確認し、今後検討していく。 | 第7条 | |
| 3 | 病児・病後児保育 | 保育課 | 1歳～就学前の子ども | 児童が病中又は病気回復期にあり、集団保育が困難な場合、保育所・医療機関などで保育を行う。 | 体調不良児対応型及び病児・病後児対応型の検討 | 施設数 | 民間保育所1園で体調不良児対応型(旧自園型)を継続的に実施している。また、平成24年度に病後児保育施設を1施設を新規に開設した。 | B | 民間保育所1園で体調不良児対応型(旧自園型)を実施している。また、平成24年度に病後児保育施設を1施設を新規に開設した。 | 民間保育所1園で体調不良児対応型、認可外保育所1園で病後児保育を実施している。 | B | 民間保育所1園で体調不良児対応型、認可外保育所1園で病後児保育を実施している。 | 第7条 |
| 4 | 認可保育所での障害児保育 | 保育課 | 障害のある子ども | 公立保育所および民間保育所の全園で受け入れ可能な障害児の保育を行う。 | 拡充を検討 | 利用者数 | 公立全園実施、民間6園実施 | B | 公立保育園では全園で実施、民間保育園では6園実施している。 | 公立保育園21人 民間保育園15人 | B | 公立保育園では全園で実施、民間保育園では6園実施している。 | 第8条 |
| 5 | 保育所、幼稚園での障害児巡回指導 | 保育課 | 障害のある子ども | 認可保育所で、医師や機能訓練、言語訓練の専門家による巡回相談や指導。幼稚園、民間保育所においても検討する。 | 拡充 | | 言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回 | B | 2カ月に1回、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回している。 | 言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回 | B | 2カ月に1回、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回している。 | 第8条 |
| 6 | 認証保育所、保育室、家庭福祉員(保育ママ)、認定子ども園 | 保育課 | 0歳～就学前の子ども(施設により異なる) | 認証保育所や保育室等による保育サービスの充実に努める。また、家庭福祉員の人材確保、複数保育(グループ保育)を検討する。 | 拡充 | 利用者数 | 認証保育所7施設 保育室2施設 家庭福祉員9名 | B | 市内に認証保育所7施設、保育室2施設が開設しており、さらに家庭福祉員9名が認定され、事業を実施している。 | 認証保育所8施設(3,440人) 保育室2施設(320人) 家庭福祉員9名(311人) | B | 市内に認証保育所8施設、保育室2施設が開設しており、さらに家庭福祉員9名が認定され、事業を実施している。 | 第7条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-----------------------|-----|------------|---|---------------------|-----------|--|----------|---|--|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 7 | 幼稚園の預かり(延長)保育 | 学務課 | 園児 | 私立幼稚園の預かり(延長)保育を促進する。 | 継続 | 実施園数 | 実施園4園 | B | 教育時間終了後の預かり時間延長及び長期休暇中の預かり時間の延長や預かり日数の充実等、対応しているところであるが、引き時間延長等を検討していく。 | 実施園4園 | B | 教育時間終了後の預かり時間延長及び長期休暇中の預かり時間の延長や預かり日数の充実等、対応しているところであるが、引き時間延長等を検討していく。 | 第9条 |
| 8 | 認可保育所での特定保育及び緊急・一時預かり | 保育課 | 0歳～就学前の子ども | 保護者の入院や育児疲れ、短期間・短時間の就労などで子どもの保育を必要とした場合、認可保育所で特定保育及び一時預かりを行う。定員の拡充、実施園の拡充、保育時間の延長を検討する。 | 拡充を検討 | 受入人数 | 利用者数 非定型保育1,120件 定期利用7,724件 緊急1,231件 私的4,067件 合計14,142件 | B | 非定型一時預かり保育1,120件、定期利用保育7,724件、緊急一時預かり保育1,231件、私的理由一時預かり保育4,067件の合計14,142件の一時保育の実施をしている。 | 利用者数 非定型保育862件 定期利用8,525件 緊急1,517件 私的4,296件 合計15,200件 | B | 非定型一時預かり保育862件、定期利用保育8,525件、緊急一時預かり保育1,517件、私的理由一時預かり保育4,296件の合計15,200件の一時保育の実施をしている。 | 第7条 |
| 9 | 待機児童解消方針の策定 | 保育課 | 待機児童 | 計画的に待機児童の解消を図るため、保育施設(公立及び民間認可保育所・認証保育所・保育室・認定子ども園・家庭福祉員)の整備、保育環境格差の解消などの具体的方針(年度版)を策定する。 | 実施 | 待機児童数 | 平成24年度においては、単年度の保育方針は策定している。平成25年度以降に今後の方針の策定を検討している。 | B | 平成24年度においては、単年度の保育方針は策定した。 | 平成25年度待機児童数188人 | B | 平成25年度においては、単年度の保育方針は策定した。 | 第7条 |
| 10 | 保育室の認証保育所への移行支援 | 保育課 | 認可保育所 | 既存の保育室の認証保育所への移行を促進する。 | 推進 | 移行の保育室数 | 実績なし。 | D | 情報提供等を行っているが、移行要望がない。 | 実績なし。 | D | 情報提供等を行っているが、移行要望がない。 | 第9条 |
| 11 | 保育サービスの質の向上 | 保育課 | 認可保育所 | 第三者評価を受けることにより、保育の質の向上を図る | 公立保育所の実施 | 利用者による満足度 | 平成24年度は公立保育所2園、民間保育所2園実施した。 | B | 平成24年度は公立保育所2園、民間保育所2園実施している。 | 平成25年度は公立保育所1園、民間保育所4園実施した。 | B | 平成25年度は公立保育所1園、民間保育所4園実施した。 | 第7条 |

⑤ 学童保育を充実します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|------------|--------|------------|--|---------------------|---------|---|----------|---|---|----------|--|------------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 学童保育事業 | 児童青少年課 | 小学校低学年の子ども | 放課後保育を必要とする小学校低学年児童(1年～3年)に対する健全育成を図る。 | 学年延長、時間延長を検討 | | 受付期間内の希望者については、施設の定員を超えて措置。平成24年4月1日、695人在籍。 平成23年度に引き続き、学校休業日並びに土曜日は8時30分から開所。 | B | 学年延長、時間延長について、引き続き学童保育所運営協議会でも課題解決の検討をする。 | 受付期間内の希望者については、施設の定員を超えて措置。平成25年4月1日、726人在籍。 平成24年度に引き続き、学校休業日並びに土曜日は8時30分から開所。 | B | 時間延長については、学童保育業務の総合的な見直しの結果、平成27年度から午後7時まで(学校休業日は午前8時から午後7時まで)実施予定。 | 第7、8、9、10、11、13条 |
| 2 | 学童障害児保育の充実 | 児童青少年課 | 障害のある子ども | 学童保育所において、受け入れ可能な障害児の受け入れ充実を検討する。また、臨床心理士や言語聴覚士等の専門家による巡回相談や指導を行う。 | 継続 | 施設数 | 平成24年度は12ヶ所で21人受け入れ。入所希望に対応するため、弾力的な運用をして定員を超えた入所をしている所もある。 年3回(学期に1回)相談員が巡回し、相談事業を実施。 | B | 定員を超えた入所希望に対しても弾力的な運用をしているが、引き続き学童保育所運営協議会でも課題解決の検討をする。 | 平成25年度は10ヶ所で21人受け入れ。入所希望に対応するため、弾力的な運用をして定員を超えた入所をしている所もある。 年3回(学期に1回)相談員が巡回し、相談事業を実施。 | B | 全所において入所可能であり、現状でも定員を超えた入所希望に対しても弾力的な運用をしている。 学童保育業務の総合的な見直しの結果、平成27年度から障がいのある児童の定員を撤廃予定。また、巡回相談は平成27年度から児童発達支援センター「きらり」による巡回相談に変更予定。 | 第7、8、9、10、11、13条 |
| 3 | 学童保育所の整備 | 児童青少年課 | 小学校低学年の子ども | 大規模化した学童保育所について、分割をすることで解消を図る。また、老朽化が著しい施設について、建替えや改修により、環境の整備を行う。 | 充実 | 分割、改修状況 | 平成24年度はあかね学童保育所を平成25年度建て替えのため、設計した。 | B | 順次分割化や建替を実施してきたが、全学童保育所の環境整備が完了していないため。 | 平成25年度はあかね学童保育所の建替工事を実施し、40人定員の3所として定員拡充も図った。 | A | 順次分割化や建替を実施しており、現在の定員は790人である。 | 第7、8、9、10、11、13条 |

⑥ 子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|--------------------|-----|----|---|---------------------|-------|--|----------|---|--|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 | 経済課 | 市民 | 子育てをしながら早期の就職を希望する方に、関係機関の作成するパンフレットなどの配布に務める。また、「こがねい仕事ネット」を通じ市内の求人と就労に関する情報提供をする。 | 継続 | | 窓口でのチラシ掲出による周知 「こがねい仕事ネット」による情報提供 | A | 子育てなどで仕事をやめた男女の再就職を支援するための各種技術技能講習会やセミナー等の案内を行い、各種労働情報等関係機関の作成するパンフレットなどの配布に務めることができた。 また、「こがねい仕事ネット」を通じ市民を対象とする求人と就労に関する情報の提供をすることができた。 | 窓口でのチラシ掲出による周知 「こがねい仕事ネット」による情報提供 | A | 子育てなどで仕事をやめた男女の再就職を支援するための各種技術技能講習会やセミナー等の案内を行い、各種労働情報等関係機関の作成するパンフレットなどの配布に務めることができた。 また、「こがねい仕事ネット」を通じ市民を対象とする求人と就労に関する情報の提供をすることができた。 | 第7条 |
| 2 | 再就職の支援 | 経済課 | 市民 | 子育てなどで仕事をやめた男女の再就職支援をするための各種技術技能講習会、心の相談、就労相談など専門カウンセラーのいる関係機関の紹介、セミナーの案内等を行い、年2回都との共催により労働講座を開催し、各種労働情報等関係機関の作成するパンフレットなどの配布に務める。また「こがねい仕事ネット」を通じ市内の求人と就労に関する情報の提供をする。 | 継続 | 実施回数 | 『パート、派遣、契約社員のための労働セミナー』と題して「税・労働保険に関する講座」及び「雇用トラブルの回避に関する講座」を各1回開催。 「こがねい仕事ネット」で求人情報及びセミナー等情報の提供を行った。 | B | セミナーの対象を広く設定しているため、再就職に限定したセミナーのみの開催が困難。 予定どおり年間2回実施したが、各回ともに参加者が少ないことが課題。 | 「ブラックな働き方をしないために！～会社選びのコツや労働基準法を学びます～」及び「労働者の使い捨て」が疑われる企業の問題事例と対応ポイント」を各1回開催。 「こがねい仕事ネット」で求人情報及びセミナー等情報の提供を行った。 | B | 再就職に限定したセミナー開催ではなかったが、予定どおり年間2回実施した。参加者について、各回30人の定員に対し、1回目は8名、2回目は11名と各回ともに少ないことが課題。 | 第7条 |

(4) 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

① ひとり親家庭を支援します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|----------------------|--------|-----------------|--|---------------------|-----------------------------|--|----------|---|--|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 | 子育て支援課 | ひとり親家庭 | 義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣する。 | 生活の改善 子育て支援 | 利用世帯数 | 6世帯(うち父子世帯1世帯) | B | 就労支援相談等と併せてを行う等、通常の広報以外にも周知を行っているが、利用世帯数が減少している。今後も知らずに利用出来ない世帯が無いよう、周知を行っていく。 | 5世帯(うち父子世帯0世帯) | B | 就労支援相談等と併せてを行う等、通常の広報以外にも周知を行っているが、利用世帯数が減少している。今後も知らずに利用出来ない世帯が無いよう、周知を行っていく。 | 第7条 |
| 2 | 母子福祉資金の貸付 | 子育て支援課 | 母子家庭 | 都内に6カ月以上住んでいて、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母に対し、各種資金の貸付けを行う。 | 生活の改善 子育て支援 | 貸付件数 | 貸付件数17件 | A | 本制度は子の修学資金の貸付が多く利用されるため、子の進学決定時期を見計らい市報への掲載を行う等の広報・周知を行っている。また、貸付後の返済負担が発生することから、就労支援を行う等継続的な支援を実施している。 | 貸付件数16件 | A | 本制度は子の修学資金の貸付が多く利用されるため、子の進学決定時期を見計らい市報への掲載を行う等の広報・周知を行っている。また、貸付後の返済負担が発生することから、就労支援を行う等継続的な支援を実施している。 | 第7条 |
| 3 | 母子家庭相談事業 | 子育て支援課 | 母子家庭など(一部は父子家庭) | 経済上や生活一般に関する相談や自立に必要な指導、母子福祉資金などの受け付けを、母子自立支援員が行う。 | 母子家庭の自立 生活の改善 | 相談件数 | 4,395件(父子17件) | A | 関係機関との連携が進んだことにより、相談内容に応じた適切な相談先を紹介する等の対応が出来ている等、一人当たりの相談回数が減少し、全体の相談件数も減少している。今後も、相談員の研修参加等の質の維持、向上を図る。 | 5,099件(父子11件) | A | 関係機関への周知、連携が進んだことにより、紹介等による相談が増加した。相談内容に応じた適切な機関連携、相談員の研修の参加等、質の維持、向上を図る。 | 第7条 |
| 4 | 母子生活支援施設への入所支援 | 子育て支援課 | 母子家庭 | 児童(18歳未満)の養育が十分にできない母子家庭に対し、経済的事情にかかわらず、母子生活支援施設への入所支援を行う。 | 生活の改善 子育て支援 | 入所世帯数 | 入所世帯数63世帯 | A | 母子の自立の促進のため、入所前後の面談と専門的指導を状況に応じて実施し適切に対応している。 | 入所世帯数延べ42世帯 | A | 母子の自立の促進のため、入所前後の面談と専門的指導を状況に応じて実施し適切に対応している。 | 第7条 |
| 5 | 母子緊急一時保護 | 子育て支援課 | 母子家庭 | 緊急に保護を要する母子を東京都と連携し一時的に母子緊急一時保護事業施設へ入所させ、必要な保護と相談、指導などを行う。 | 生活の改善 子育て支援 | 世帯数 | 世帯数4世帯 | A | 状況に応じて適切に対応しており、母子の生活の安定を図っている。 | 世帯数9世帯 | A | 状況に応じて適切に対応しており、母子の生活の安定を図っている。 | 第7条 |
| 6 | 母子家庭自立支援教育訓練給付事業 | 子育て支援課 | 母子家庭 | 母子家庭の母が就労に就く際に必要な教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を支給する。 | 母子家庭の自立 生活の改善 | 支給件数 | 支給実績無し | B | 市報やHPへの掲載他、児童扶養手当受給者への現況届送付ヘチラシ封入、広報揭示版への掲示、就労支援相談等の支援時に相談者のニーズに合わせて案内を行っている。制度を知らずに利用出来ないことが無いよう、今後も引き続き周知を行う。 | 支給実績無し | B | 平成25年度より、父子家庭の父に対象を拡大した。市報やHPへの掲載他、児童扶養手当受給者への現況届送付ヘチラシ封入、広報揭示版への掲示、就労支援相談等の支援時に相談者のニーズに合わせて案内を行っている。制度を知らずに利用出来ないことが無いよう、今後も引き続き周知を行う。 | 第7条 |
| 7 | 母子家庭高等技能訓練促進費事業 | 子育て支援課 | 母子家庭 | 母子家庭の母が就職する際に有利な資格を取得するときに、受講期間中の生活負担の軽減を図り、資格の取得を推進するため、促進費を支給する。 | 母子家庭の自立 生活の改善 | 支給件数 | 支給件数4件 | A | 児童扶養手当受給世帯に対し、現況届の送付時に制度周知の案内を同封する等の広報を行っている。また、就労支援相談時に本事業やハローワークの職業訓練等も含めて紹介を行い、事業を効果的に実施できている。 | 支給件数3件 | A | 平成25年度より、父子家庭の父に対象を拡大した。児童扶養手当受給世帯に対し、現況届の送付時に制度周知の案内を同封する等の広報を行った。また、就労相談時に本事業やハローワークの職業訓練等も含めて紹介を行い、事業を効果的に実施できている。 | 第7条 |
| 8 | 児童育成手当 | 子育て支援課 | ひとり親家庭など | 18歳に達した年度の末日(障害のある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭に手当を支給する。 | 継続 | 対象児童数 | 年3回支給(4ヶ月分) 育成手当支給対象児童数864人 | A | 仕事をしているひとり親家庭の保護者に配慮するため、現況届時の夜間窓口の設置等を行い、届出しやすい環境を整えている。また、市報・HP等に制度の案内を掲載し、周知を図っている。 | 年3回支給(4ヶ月分) 育成手当支給対象児童数855人 | A | 仕事をしているひとり親家庭の保護者に配慮するため、現況届時の夜間窓口の設置等を行い、届出しやすい環境を整えている。また、市報・HP等に制度の案内を掲載し、周知を図っている。 | 第7条 |
| 9 | 児童扶養手当 | 子育て支援課 | 母子家庭 | 18歳に達した年度の末日(障害のある場合は20歳未満)までの児童のいる母子家庭などに手当を支給する。 | 継続 | 受給者数 | 年3回支給(4ヶ月分) 受給者数423人 | A | 仕事をしているひとり親家庭の保護者に配慮するため、現況届時の夜間窓口の設置等を行い、届出しやすい環境を整えている。また、市報・HP等に制度の案内を掲載し、周知を図っている。 | 年3回支給(4ヶ月分) 受給者数423人 | A | 仕事をしているひとり親家庭の保護者に配慮するため、現況届時の夜間窓口の設置等を行い、届出しやすい環境を整えている。また、市報・HP等に制度の案内を掲載し、周知を図っている。 | 第7条 |
| 10 | 母子自立支援プログラム策定事業 | 子育て支援課 | 母子家庭など | 児童扶養手当受給者等に対し自立・就労支援を実施するため、母子自立支援プログラム策定を行い、就労を促進する。また、就労支援セミナーを開催し、母子家庭の母の就労とキャリアアップに役立てる。 | 母子家庭の自立 生活の改善 | 就労決定件数 セミナー参加者数・参加者アンケート | 相談件数22件、申込件数17件、就労決定数10件(内訳:正社員3人、契約社員5人、パート2人) 就労支援セミナー(2日間開催)延参加者数13人 | B | 就労決定数は毎年概ね10名前後となっている。また、正社員や契約社員等、自立に向けた相応の収入を確保できる職種への就労が決定している。就労支援セミナーは参加者のアンケートでは好評を得ているが、定員延べ40人に対して13人の参加と前年度に引き続き参加者が定員を下回っている。セミナーを実践的な内容への見直しや日程の調整等を行ったが、今後も周知の内容を含めて引き続き改善していく。 | 相談件数17件、申込件数15件、就労決定数11件(内訳:正社員2人、契約社員3人、パート6人) 就労支援セミナー(2日間開催)延参加者数10人 | B | 就労決定数は毎年概ね10名前後となっている。また、正社員や契約社員等、自立に向けた相応の収入を確保できる職種への就労が決定している。就労支援セミナーは、内容を一部見直し、職業興味検査を行う等、内容の見直しを行ったものの、当日キャンセル等が多く定員を下回った。今後も周知の内容を含めて引き続き改善していく。 | 第7条 |

① 障害や特別な配慮が必要な子どもと家庭を支援します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|------------------------|--------|--------------------------------|--|---------------------|------------------|---|----------|---|---|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 障害の早期発見(乳幼児健康診査) | 健康課 | 子ども | 各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障害を早期発見し、その障害にあった適切な支援を行う。 | 継続 | | 健康課／ 経過観察健康診査： (年12回)延人数106人 発達健康診査： (年12回)延人数18人 心理経過観察健康診査(個別・集団)： 1歳6か月 (個別年36回)延人数185人(集団年12回) 延人数141人 3歳児 (個別12回)延人数136人(集団年12回)延 人数79人 | B | 乳幼児健康診査での障害、障害の疑いの 早期発見は概ねできているが、早期支援 が枠が足りず充分できていない。今後、児 童発達支援センターとの連携を図る方向で ある。 | 健康課／ 経過観察健康診査： (年12回)延人数122人 発達健康診査： (年12回)延人数21人 心理経過観察健康診査(個別・集団)： 1歳6か月 (個別年36回)延人数181人(集団年12回) 延人数126人 3歳児 (個別12回)延人数126人(集団年12回)延 人数77人 | B | 乳幼児健康診査での障害、障害の疑いの 早期発見は概ねできているが、早期支援 が枠が足りず充分できていない。児童発達 支援センターとの連携を図っているが、今 後は更に充実していく必要がある。 | 第7条 |
| 2 | 障害児通所訓練事業(ピノキオ幼児園など) | 保育課 | 訓練を必要とする2歳~5歳の子ども | 心身の発達に障害のある幼児に対し、日常生活訓練、機能・言語訓練を行う。入園できない幼児や保育所・幼稚園等に通う幼児に対しても、通園して訓練が受けられる場づくりを検討する。また、公募を検討する。 | 拡充を検討 | 日常生活、機能、言語等の訓練回数 | 15名在籍 生活訓練2,325件(延べ件数) 機能訓練264件(延べ件数) 言語訓練264件(延べ件数) 臨床心理相談 児童20件、大人37件 | B | 15名在籍しており、延人数で生活訓練 2,325件、機能訓練264件、言語訓練264 件、臨床心理相談 児童20件、大人37件を 行い、さらに未入園児童に対しては園舎開 放を実施している。 | 平成25年9月で廃園。10月より自立生活支 援課に事業移管。 9月までの半期実績 15名在籍 生活訓練1,258件(延べ件数) 機能訓練130件(延べ件数) 言語訓練130件(延べ件数) 臨床心理士相談 児童5件、大人19件 | B | 15名在籍しており、延人数で生活訓練 1,258件、機能訓練130件、言語訓練130 件、臨床心理相談 児童5件、大人19件を 行い、さらに未入園児童に対しては園舎開 放を実施している。 | 第8条 |
| 3 | 児童育成手当(障害) | 子育て支援課 | 障害のある20歳未満の子どもを育てている保護者など | 障害のある20歳未満の子どもに保護者などに手当を支給する。 | 継続 | 対象児童数 | 年3回支給(4カ月分) 障害手当対象児童数71人 障害・育成手当対象児童数6人 | A | 仕事をしているひとり親家庭で障害のある 20歳未満の子どもに保護者に配慮す るため、現況届時の夜間窓口の設置等 を行い、届出しやすい環境を整えている。ま た、市報・HP等に制度の案内を掲載し、周 知を図っている。 | 年3回支給(4カ月分) 障害手当対象児童数51人 障害・育成手当対象児童数9人 | A | 仕事をしているひとり親家庭で障害のある 20歳未満の子どもに保護者に配慮す るため、現況届時の夜間窓口の設置等 を行い、届出しやすい環境を整えている。ま た、市報・HP等に制度の案内を掲載し、周 知を図っている。 | 第7条 |
| 4 | 心身障害者(児)通所訓練等運営費補助 | 障害福祉課 | 心身障害者(児)通所訓練などを運営する民間団体など | 経費の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図り、在宅の心身障害者(児)の自立を促進する。 | 推進 | 補助金額 利用者数 | 延べ利用者数8,742人 補助金額32,703,582円 | A | 経費の一部を補助することにより、保護者 負担の軽減を図り、在宅の心身障害者 (児)の自立を促進することができた。 法改正の経過措置期間終了のため、本 事業は平成24年度の実施をもって終了と なった。 | 実施なし | D | 法改正の経過措置期間終了のため、本 事業は平成24年度の実施をもって終了と なった。 | 第13条 |
| 5 | 心身障害児(者)短期入所事業(緊急一時保護) | 障害福祉課 | 心身障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ子ども | 保護者または家族の疾病、事故、出産などのため、緊急に保護が必要となった場合に、障害者福祉センターや桜町病院、その他の施設で一時保護する。 | 継続 | 利用者数 | 延べ利用人数215人 | A | 緊急的な理由により、一時保護が必要に なった障害児(者)を、柔軟に受け入れる ことができた。しかし利用可能な居室にも制 限があるため、利用希望の全日程に応え られないこともある。 | 延べ利用件数424件 (うち障害者405件、障害児19件) | A | 緊急的な理由により、一時保護が必要に なった障害児(者)を、柔軟に受け入れる ことができた。しかし利用可能な居室にも制 限があるため、利用希望の全日程に応え られないこともある。 | 第11条 |
| 6 | 心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業 | 障害福祉課 | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ子どもの家族 | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ児童の家族が、家事や介護の日常生活に支障がある場合に、ホームヘルパーを派遣する。 | 継続 | 利用者数 | 延べ利用人数94人 | A | 日常生活を送ることに支障がある家族に対 して、家事援助や介護など一定の支援を 行っている。 | 延べ利用人数111人 | A | 日常生活を送ることに支障がある家族に対 して、家事援助や介護など一定の支援を 行っている。 | 第11条 |
| 7 | 心身障害者(児)介護人派遣事業 | 障害福祉課 | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ子どもの保護者など | 身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)を持つ障害者(児)の保護者または家族の疾病、事故、出産、兄弟姉妹の学校行事などのために保護が必要となった場合に介護人を派遣する。 | | | 派遣日数113回 | A | 平成24年度から介護人利用回数及び介 護人謝礼の変更を行った。 今後の事業実施については行政評価結果 等を踏まえ、様々な面から検討を行う必要 がある。 | 派遣日数123回 | A | 前年度より実績値は増加している。 今後の実施について、行政評価を踏まえた 検討が必要。 | 第11条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|------------------|----------------|----------|--|------------------------|-------------|---|----------|--|---|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 8 | 小中学校特別支援学級 | 指導室 | 障害のある子ども | 知的障害や情緒障害等、難聴・言語障害のある子どものため、教育環境の整備を行う。 | 拡充 | 個々の障害に応じた指導 | 知的障害学級:梅の実(一小)3学級、さくら(二小)3学級、ひまわり(東小)1学級、6組(二中)3学級 情緒障害等学級:大空(二小)3学級、くじらぐも(南小)4学級、I(愛)組(一中)1学級 難聴学級:きこえ(二小)1学級 言語障害:ことば(二小)2学級 知的障害学級に介助員7人配置 | A | 中学校の特別支援学級増設等整備に向け準備を進めることが出来た。また、個別の教育支援計画や個別指導計画の作成を指導し、その支援に努めることができた。 | ・中学校に情緒固定学級を開設した。 ・6校の小中学校で特別支援教室を設置した。 ・特別支援教育支援員を1名増員した。 ・特別支援教育研修会を8回開催した。 | A | ・通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どもに対して、特別支援学級の増設し、人的支援を充実させた。 ・特別支援教育の充実に向け、特別支援教室の活用についての研究を進めた。 ・特別支援教育について、教員の指導力を向上させるための研修会を実施した。 | 第9条 |
| 9 | 日曜クラブへの支援 | 障害福祉課 | 社会福祉法人 | 特別支援学級や特別支援学校に在学している生徒が交流やコミュニケーション、余暇の楽しみ方を感じて成長することを目的としている。企画は日曜クラブ実行委員会が行い、運営を社会福祉法人に委託している。 | 継続 | 委託金額、利用者数 | 参加者数211人 | A | 現在は市内の障害のある児童の余暇活動の場が少なく、重要な役割を担ってきた。平成25年度より児童発達支援センターにおいて、放課後等デイサービスを実施予定のため、本事業は平成24年度をもって終了となった。 | 実施なし | D | 平成25年度より児童発達支援センターにおいて、放課後等デイサービスを実施予定のため、本事業は平成24年度をもって終了となった。 | 第9条 |
| 10 | 障害児のグループ活動への参加促進 | 児童青少年課 | 障害のある子ども | 児童館で実施する小学生の低・高学年のグループ活動に障害児が参加する場合、ボランティア指導員の配置を行う。 | 検討 | | 未実施 | C | 各事業への参加等において人的配置が必要な場合には、個々のケースにより利用者と相談し、個別に対応するが、平成24年度は障がい児の参加がなかった。 | 未実施 | C | 各事業への参加等において人的配置が必要な場合には、個々のケースにより利用者と相談し、個別に対応するが、平成25年度は障がい児の参加がなかった。 | 第9、13条 |
| 11 | 心身障害児童生徒学校外活動 | 生涯学習課 | 障害のある子ども | 市立小中学校特別支援学級の在籍者および都立特別支援学校の幼稚部から高等部までの在籍者を対象に、文化、スポーツ・レクリエーション活動を行う。 | 同様の事業を継続し、参加人数の拡充に向け検討 | 実施日数・参加人数 | 水泳教室を年15回、またレクリエーション活動を年5回実施。その他に東京都多摩障害者スポーツセンターで開催された水泳記録会に参加。懇親会等を行い、ボランティアと児童・生徒、保護者との交流事業を実施した。参加児童・生徒数468人、指導者等415人 | A | 障がいのある児童・生徒等を対象として、スポーツ活動・文化活動の事業を実施し、豊かで充実した地域活動の推進を図ることを目標としており、参加者数・実施回数共に横ばい傾向ではあるが、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 水泳教室を年15回、またレクリエーション活動を年4回実施。その他に東京都多摩障害者スポーツセンターで開催された水泳記録会に参加。懇親会等を行い、ボランティアと児童・生徒、保護者との交流事業を実施した。参加児童・生徒数376人、指導者等394人 | A | 障がいのある児童・生徒等を対象として、スポーツ活動・文化活動の事業を実施し、豊かで充実した地域活動の推進を図ることを目標としており、参加者数・実施回数共に横ばい傾向ではあるが、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| 12 | 障害者(児)水泳教室 | 生涯学習課(スポーツ振興係) | 障害のある子ども | 心身に障害のある20歳未満の子どもが水に触れる喜びを実感するため、水に慣れることから泳ぎを習得するところまで指導を行う。また、対象者の安全と指導効果を配慮してマンツーマンの指導体制をとる。 | 継続 | アンケートによる満足度 | 参加者74人 2日間ずつ実施 アンケートによる満足度:良 | A | 障害者(児)の方を対象に泳法を指導し、泳げる楽しさと喜びを感じてもらい、25メートル完泳までを最終目標として目指す事業であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 参加者76人 2日間ずつ実施 アンケートによる満足度:良 | A | 障害者(児)の方を対象に泳法を指導し、泳げる楽しさと喜びを感じてもらい、25メートル完泳までを最終目標として目指す事業であり、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| 13 | 障害者計画等の策定・改訂 | 障害福祉課 | 障害のある人 | 障害福祉計画第2期策定に伴い、併せて平成17年3月に策定した障害者計画の改訂を地域自立支援協議会の中で行った。 | 平成20年度実施 | | 前計画の達成度や実態調査の結果を検証し、保健福祉の幅広い分野を網羅した保健福祉総合計画の一部として障害者計画と第3期障害福祉計画を一体化した計画改訂を行った。また改定作業は、地域自立支援協議会での協議(全11回)を通じて行った。 | S | 前計画の達成度や実態調査の結果を検証し、保健福祉の幅広い分野を網羅した保健福祉総合計画の一部として障害者計画と第3期障害福祉計画を一体化した計画改訂を行った。また改定作業は、地域自立支援協議会での協議(全12回)を通じて行った。 | 前計画の達成度や実態調査の結果を検証し、保健福祉の幅広い分野を網羅した保健福祉総合計画の一部として障害者計画と第3期障害福祉計画を一体化した計画改訂を行った。また改定作業は、地域自立支援協議会での協議(全12回)を通じて行った。 | S | 前計画の達成度や実態調査の結果を検証し、保健福祉の幅広い分野を網羅した保健福祉総合計画の一部として障害者計画と第3期障害福祉計画を一体化した計画改訂を行った。また改定作業は、地域自立支援協議会での協議(全12回)を通じて行った。 | 第6、7、8、9、10、11条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|------------|------------------------|--------|--------------------------------|--|---------------------|--|---|----------|---|---|----------|---|------------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 14 | 障害児の緊急・一時預かり | 保育課 | 障害のある子ども | 保護者の病気などで障害のある子どもの保育を必要とした場合、一時預かりを行う。 | 検討 | | 未実施 | D | 一時保育の職員体制等の理由により、実施することは困難であるが、児童発達支援センターにおいて今後、実施する予定である。 | 未実施 | D | 一時保育の職員体制等の理由により、実施することは困難であるが、児童発達支援センターにおいて実施している。 | 第8条 |
| 15 | 障害のある幼児・児童の図書館利用の促進 | 図書館 | 視覚および聴覚障害のある幼児・児童 | 点字絵本の製作と蔵書の充実、布絵本の購入、子ども向け図書の録音および対面朗読を行う。 | 継続 | | 点字絵本の購入、さわる絵本・布絵本などバリアフリー絵本を貸し出した。平成24年度蔵書数 点字絵本19冊、布絵本7冊、その他ハンディキャップ対応絵本1冊 利用者数等については統計が取れないため不明 | B | 赤ちゃんコーナー内に、点字絵本をまとめて配架している。 | 点字絵本の購入、さわる絵本・布絵本などバリアフリー絵本を貸し出した。平成25年度蔵書数 点字絵本22冊、布絵本7冊、その他ハンディキャップ対応絵本1冊 利用者数等については統計が取れないため不明 | B | 赤ちゃんコーナー内に、点字絵本をまとめて配架している。 | 第13条 |
| 16 | 子どもの発達相談と福祉サービスの充実 | 子育て支援課 | 発達心配のある子ども(18歳未満)と保護者 | ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するために、障害の早期発見と療育ができる体制整備や発達支援等の相談機能の充実を図ります。 | 発達相談ネットワークの充実 | 相談件数 利用者の声 | 子育て支援課/子ども家庭支援センター「発達相談」80件 | B | 専門相談として高いニーズがあるが、すぐに相談が受けられないこと、訓練を受けられる施設に繋がっていないこと等課題もある。今後は児童発達支援センターとの役割を検討し連携する。 | 子育て支援課/子ども家庭支援センター「発達相談」20件 | B | 児童発達支援センター「きらり」の開設に伴い、発達相談は「きらり」で実施することとなったため、7月で終了した。今後は、総合相談の中で、必要な相談者には「きらり」を紹介する等、連携して対応する。 | 第7、8、9、11条 |
| | | 保育課 | | | | | 保育課/言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回 | B | 2か月に1回、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回している。 | 保育課/言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回 | B | 2か月に1回、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士が保育所を巡回している。 | 第8条 |
| | | 児童青少年課 | | | | | 学童保育所で年3回(学期に1回)相談員が巡回し、相談事業を実施。東児童館では、毎月発達相談を実施、25件の相談があった。 | B | 市全体の事業との整合をはかるため、改善と見直しが必要であるため。 | 学童保育所で年3回(学期に1回)相談員が巡回し、相談事業を実施。 | B | 東児童館の発達相談は、児童発達センター「きらり」の開設に伴い児童発達センターで総合的に実施することとした。巡回相談は平成27年度から児童発達支援センター「きらり」による巡回相談に変更予定。 | 第7、8、9、10、11、13条 |
| | | 健康課 | | | | | 健康課/経過観察健康診査: (年12回)延人数106人 発達健康診査: (年12回)延人数18人 心理経過観察健康診査(個別・集団): 1歳6か月 (個別年36回)延人数185人(集団年12回)延人数141人 3歳児 (個別12回)延人数136人(集団年12回)延人数79人 | B | 子どもの発達相談と療育支援の受け皿がない。今後、児童発達支援センターとの連携を図る。 | 健康課/経過観察健康診査: (年12回)延人数122人 発達健康診査: (年12回)延人数21人 心理経過観察健康診査(個別・集団): 1歳6か月 (個別年36回)延人数181人(集団年12回)延人数126人 3歳児 (個別12回)延人数126人(集団年12回)延人数77人 | B | 子どもの発達相談と療育支援の受け皿が増えつつあるものの、まだまだ不足している。児童発達支援センターとの連携を図っているが、相談件数も増えてきており、今後は更に充実していくことが必要である。 | 第7条 |
| | | 障害福祉課 | | | | | 障害福祉課/就労支援センター、障害者福祉センター、地域生活支援センター等/相談件数 28,315件(障がいのある方全体の件数) | A | 当該事業は、具体的なサービスには、まだ至っていない。しかし、小金井市発達支援事業検討部会で調整の上、平成25年10月に児童発達支援センターの開所予定とすることを行政決定したことを報告した(平成24年9月13日厚生文教委員会)。 | 児童発達支援センターでの延べ相談件数466件 | A | 市で実施していた数が100回だったが、4倍以上の件数となったため。 | 第11条 |
| 指導室(教育相談所) | 指導室(教育相談所)/相談件数 1,402件 | B | 相談件数の増加はあったが、施設面の充実を検討する必要がある。 | 小金井市教育相談所で1,524件の相談対応を行った。 | A | 教育相談所の周知及び相談員・心理士と学校、関係機関の連携が進み、相談件数が増加した。 | 第9条 | | | | | | |

③ 外国籍の子どもと家庭を支援します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|--------------|--|-------------|--|---------------------|--------------|--|--------------|---|--|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 各国の言語による情報提供 | 広報秘書課 学務課 ごみ対策課 その他関係各課 | 外国籍の子どもと保護者 | 外国語によるガイドブック、ハンドブック等の作成や生活に関する情報の提供を行う。市や教育委員会などのホームページでも提供する。 | 広報秘書課 ／継続 | 広報秘書課 ／部数 | 広報秘書課／平成22年度に作成した「外国人ガイドブック」(2011年版)を、外国人転入者、希望者に配布 | A | 平成22年度に作成した当該ガイドブックの配布を継続することで、外国人市民に対して生活に関わる情報を一定提供できている。 | 平成22年度に作成した「外国人ガイドブック」(2011年版)を、外国人転入者、希望者に配布 | A | 平成22年度に作成した当該ガイドブックの配布を継続することで、外国人市民に対して生活に関わる情報を一定提供できている。 | 第9、11条 |
| | | | | | | | 学務課／引き続き、編入学等について英語によるホームページで情報の提供を行った | A | 引き続き、編入学等について英語によるホームページで情報の提供を行っていく必要がある | 学務課／引き続き、編入学等について英語によるホームページで情報の提供を行った | A | 引き続き、編入学等について英語によるホームページで情報の提供を行っていく必要がある | 第9条 |
| | | | | | | | ごみ対策課／ごみ・リサイクルカレンダー内に英語、中国語、朝鮮語での説明を掲載。85,000部を作成し、市内全戸配布を行った。 | A | 毎年度市内全戸配布及び市ホームページへの公開を行っているため、一定の情報提供は行っていると判断しているが、今後のご意見等を踏まえ、適時修正等を行う必要はあると考えている。 | ごみ対策課／ごみ・リサイクルカレンダー内に英語、中国語、朝鮮語での説明を掲載。85,000部を作成し、市内全戸配布を行った。 | A | 市内全戸配布及び市ホームページでの公開を行い情報提供を充実させている。一人でも多くの市民へ周知徹底を図るため、今後のご意見等を踏まえ、効率的な情報提供方法を検討していく。 | 第9条 |
| | | | | | | | その他関係各課 | その他関係各課／特に無し | | その他関係各課／特に無し | | | |
| 2 | 各国の言語通訳の派遣業務 | 指導室 | 外国籍の子どもと保護者 | 外国籍の児童・生徒に対して、日常生活および学習指導を円滑に営めるように、日本語指導補助員及び通訳を派遣する。 | 継続 | 利用者数 | 利用児童・生徒18人 | B | ・利用者が増えていることを鑑み、補助員の充実を検討する必要がある。 ・アラビア語やロシア語等多言語のニーズがある。 ・補助員の高齢化に伴い、人材発掘が必要 | ・13人の児童・生徒が日本語指導補助員の指導を受けた。 | B | ・児童・生徒が話す他国の言語に対応しながら日常生活指導や学習指導を行った。 ・多言語に対応する指導員の確保が必要である。 | 第9条 |
| 3 | 外国人相談 | 広報秘書課 | 外国籍の子どもと保護者 | 市内に住む外国人の相談や情報提供に関し、英語などの公用語を話せる相談員を配置する。 | 月1回の相談開催、PR等を継続 | 相談件数 | 1件 | A | 外国人に対する相談援助を行うという事業目的は達成しているが、相談件数が1件と少ないため、評価Sとしていない。 | 2件 | A | 外国人に対する相談援助を行うという事業目的は達成しているが、相談件数が2件と少ないため、評価Sとしていない。 | 第11条 |
| 4 | 各国の言語による本の整備 | 図書館 | 外国籍の子どもと保護者 | 子どもの絵本を中心とした外国語書籍の充実を図る。 | 充実 | 書籍数 | 英語792冊、中国語14冊、ハングル17冊、その他36冊 | B | 外国語書籍(英語)の書籍を購入した。 | 英語815冊、中国語14冊、ハングル17冊、その他36冊 | B | 外国語書籍(英語)の書籍を購入した。 | 第9、13条 |

④ 家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|--------------|--------|------------|---|---------------------|-------|---|----------|--|---|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 養育困難家庭への総合支援 | 子育て支援課 | 子どもと保護者 | 子ども家庭支援センターに、保健師・社会福祉士等の専門職を複数配置し、児童虐待の未然防止、対応機能の強化を図る。 児童福祉施設への入所が必要な子どもを持つ家庭などからの相談を受けた場合、児童相談所と連携を取りながら支援を行う。 | 継続 | 相談実人数 | 児童虐待相談 実件数65件 延べ件数801件 その他養護相談 実人数55人 延べ人数619人 | A | 子ども家庭支援センターの認知度向上もあり、相談件数は増加している。また、長期的・継続的支援が必要なケースが増加してきているため、今後も引き続き児童相談所、関係機関と連携を行っていく。 | 児童虐待相談 実件数139件 延べ件数1,281件 その他養護相談 実人数117人 延べ人数1,118人 | A | 子ども家庭支援センターの認知度向上もあり、相談件数は増加している。また、長期的・継続的支援が必要なケースが増加してきているため、今後も引き続き児童相談所、関係機関と連携を行っていく。平成25年度より子ども家庭支援センターの体制見直しを実施、相談対応、ケースワークを行う職員2名増員し、相談等情報の集中化等、体制の強化を図った。 | 第7、8、10、11条 |
| 2 | 里親制度の紹介と周知 | 子育て支援課 | 子どもと保護者 | 保護者がいないか、保護者がいても養育できない子どもを家庭的雰囲気の中で育てる制度。制度の周知を図る。 | 東京都と協力して周知に努める | 出席者数 | 養育家庭体験発表会(児童相談所と共催)年1回 | A | 児童相談所と協力して実施。平成24年度は10名の参加。参加者のアンケートではとても良かった、良かったとの評価を得ている。 | 養育家庭体験発表会(児童相談所と共催)年1回 | A | 児童相談所と協力して実施。平成24年度は30名の参加。参加者のアンケートではとても良かった、良かったとの評価を得ている。 | 第7、8、9、10、11条 |
| 3 | 養育支援訪問事業 | 子育て支援課 | 特定妊婦、要支援家庭 | 育児をする上で妊娠期からの継続支援を特に要する家庭、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスクを抱えた家庭に対し、子ども家庭支援センターが関係機関とともに支援を行う過程で、期間を設定し育児支援ヘルパーを派遣する。 | 拡大 | 利用者数 | 養育支援訪問事業ヘルパー派遣人数23人 | B | 派遣人数は増加傾向にあり、継続支援を特に要する家庭に対して、職員が行う専門相談とともに、適宜ヘルパー派遣を派遣し、必要に応じた支援を行うとともに、要保護児童として、ネットワークの中で見守り支援を行っているが、常に運営方法の見直しを図る必要のある事業である。 | 養育支援訪問事業ヘルパー派遣人数21人 | B | 継続支援を特に要する家庭に対して、職員が行う専門相談とともに、適宜ヘルパー派遣を派遣し、必要に応じた支援を行うとともに、要保護児童として、ネットワークの中で見守り支援を行っているが、常に運営方法の見直しを図る必要のある事業である。 | 第7、11条 |

3 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます

(5) 地域の子育ち環境を整えます

① 一人ひとりを大切にしたい幼児教育、学校教育を推進します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---------------------|---------------------------|---------|---|---|---|--|----------|---|---|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 一人ひとりを大切にしたいゆとりある教育 | 指導室 | 子ども | 一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育を行う。 | 継続 | 実施学校数 | 各学校において総合的な学習の時間を中心にキャリア教育を実施した。(中学校:職場体験、小学校:外国人・障害者・高齢者との交流活動) | B | 地域や関係機関とも連携し、全校で実施できた。 | 全小中学校(14校)でキャリア教育を実施した。 小学校:外国人・障害者・高齢者との交流活動 9校 中学校:職場体験 5校 | B | 全小中学校(14校)でキャリア教育の全体計画、年間指導計画を作成した。各校の取り組みでは、地域・関係機関と連携しながら、学校の特色を活かしたキャリア教育を実施した。 | 第9条 |
| 2 | 幼稚園、保育所、小中学校の交流と連携 | 学務課 指導室 保育課 | 子どもと保護者 | 幼稚園、保育所、小学校、中学校および社会教育機関等が連携し、子どもの健全育成を図る。また、子どもの問題を話し合う情報交換会を開催する。 | 学務課/未定 指導室/継続 保育課/検討 | 学務課/実施回数 指導室/実施学校数 保育課/未定 | 学務課/実施 | B | 要保護児童対策地域協議会、幼稚園園長会等での情報交換等を行っているが、交流と連携にまでは至っていない。 | 学務課/実施 | B | 要保護児童対策地域協議会、幼稚園園長会等での情報交換等を行っているが、交流と連携にまでは至っていない。 | 第9条 |
| | | | | | | | 指導室/実施 | B | ・子ども支援ネットワーク会議の実施 ・小学校6年生が中学校体験授業を受けた。 | ・全小中学校(14校)が参加する小金井市健全育成推進協議会を学期1回、年3回実施した。 | A | ・学校、保護者、地域の代表が集まり、子どもの健全育成や地域の安全などについて継続して協議を行った。 | 第9条 |
| | | | | | | | 保育課/実施 | B | 特別支援ネットワーク協議会に参加して様々な機関との連携を図るほか、近隣の小学校と交流についても進めている。 | 保育課/実施 | B | 特別支援ネットワーク協議会に参加して様々な機関との連携を図るほか、近隣の小学校と交流についても進めている。 | 第9条 |
| 3 | 国際性を育む教育 | 指導室 | 小学生、中学生 | 外国人英語指導助手の導入による外国語教育、外国文化との交流、国際理解教育を行う。また、地域の大学や居住する外国人との交流を図る。 | 継続 | 実施時間数 | 外国人英語指導助手(ALT)の活用 中学校:1学校あたり 30日/年 小学校:1学級あたり 25時間/年 | B | ALTを活用し、総合的な学習の時間を含まず予定時数を使い、国際性を育む教育を実施できた。 | ・小学校、中学校で外国人英語指導助手(ALT)を活用した授業に取り組んだ。 小学校:1学級あたり 年間 25時間 中学校:1学校あたり 年間 30日 特別支援学級 年間 6時間 | B | ・小学校外国語活動、中学校英語の授業でALTを活用した授業に取り組み、授業改善が進み、子どもの国際性を育む教育が推進された。 | 第9条 |
| 4 | 私立幼稚園協会補助金 | 学務課 | 私立幼稚園協会 | 幼稚園協会が行う事業への補助金交付する。 | 継続 平成21年度特別支援教育事業費(障害児分)新設960,000円交付 | 補助金額、活動内容 | 1,931,000円交付 | B | 小金井市私立幼稚園協会からの要望により、特別支援教育事業費を新設し、平成24年度は3園(4人分)に補助金を支給した。しかし、幼稚園協会からの交付申請額と実際に交付した額との乖離がみられることから、幼児教育の振興と充実には更に検討が必要であると考えられる。 | 2,651,000円交付 | B | 小金井市私立幼稚園協会からの要望により、特別支援教育事業費を新設し、平成25年度は4園(8人分)に補助金を支給した。しかし、幼稚園協会からの交付申請額と実際に交付した額との乖離がみられることから、幼児教育の振興と充実には更に検討が必要であると考えられる。 | 第9条 |
| 5 | ノーマライゼーションの普及 | 地域福祉課 障害福祉課 | 市民 | 高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、社会の構成員として生きがいをもって生活し活動できる社会を築くため、ノーマライゼーションの普及を行う。 | 地域福祉課/小金井市地域福祉計画の策定 | 地域福祉課/推進 | 地域福祉課/東京都福祉のまちづくり条例に定める建築物の新設または改修に伴う届出受理件数6件、適合証0件 地域福祉計画の施策の進捗状況 自立生活支援課/下記のとおり 介護福祉課/認知症サポーター養成講座を年39回開催し548人が受講。認知症への理解及び対応についての普及啓発を行った。 健康課/医師会・歯科医師会と連携し講演会を開催、栄養改善・生活改善等を目的とした栄養講習会も開催。また、食育月間等へのイベントへ参加し健康情報等の普及啓発を行った。 生涯学習課/まなびあい出前講座を年46講座開催、898人が受講。 | A | 昨年度に引き続き東京都福祉のまちづくり条例の基準に適合するよう建築業者へ指導を行い、ノーマライゼーションの普及の一助となった。 地域福祉計画に基づき、関係各課において各種講演会等を開催し、市民への普及啓発活動を行った。 | 地域福祉課/東京都福祉のまちづくり条例に定める建築物の新設または改修に伴う届出受理件数12件、適合証0件 | A | 昨年度に引き続き東京都福祉のまちづくり条例の基準に適合するよう建築業者へ指導を行い、ノーマライゼーションの普及の一助となった。 | 第7条 |
| | | | | | | | 障害福祉課/障害者週間事業の実施(平成24年12月8日) 障害のある人の理解のための説明会を実施(主事職者対象、6回、参加延人数262人) | A | 市民向けには障害者週間行事、市職員向けには説明会を行っており、少しずつながらも理解が得られてるが、まだ充分とは言えないため今後も充実を図りたい。 | 障害福祉課/障害者週間事業の実施(平成25年12月7日) | A | 市報、ホームページ等で障害者週間行事の周知を行っている。 | 第8条 |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---------------|-----------------------|---------|---|---------------------|----------|---|--|---|---|---|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 6 | 食育の推進 | 健康課 | 子どもと保護者 | 子どもの発達段階に応じた食に関する情報提供など、食育に関する支援を行う。また、食育推進会議や食育推進検討委員会を開催し、事業の円滑な推進を実施する。 | 健康課／継続 | 参加人数他 | 健康課／ ①マタニティクッキング 4回・28人 ②離乳食教室 12回・176人 ③こどもクッキング 4回・76人 | A | 参加人数は概ね増加しており、アンケート結果も好評となっている。 | 健康課／ ①マタニティクッキング 4回・51人 ②離乳食教室 12回・189人 ③こどもクッキング 4回・72人 | A | 各種教室でその時々の最新情報を受講者へお伝えしている。マタニティクッキングは土曜日の開催を実施したことで、年々参加者数は増加しており、参加希望者が受講しやすいように努めているため。 | 第9条 |
| | | 保育課 | | | | | 保育課／ 保育所において、食育計画や年間行事計画を作成し、季節に応じた食育事業を実施している。また、毎月「給食だより」により、啓発を行っている。 | B | 保育所において、食育計画や年間行事計画を作成し、季節に応じた食育事業を実施している。また、毎月「給食だより」により、啓発を行っている。 | B | 保育所において、食育計画や年間行事計画を作成し、季節に応じた食育事業を実施している。また、毎月「給食だより」により、啓発を行っている。 | 第9条 | |
| | | 指導室 | | | | | 指導室／ 研究授業 1回・17人 情報交換 1回・17人 | A | 平成24年度に初めて配置された栄養教諭による研究授業を実施し、食育の進め方や指導方法の共通理解を図るなど、計画どおり実施した。 | A | 全小中学校で食育年間指導計画を作成し、食育の推進に取り組んだ。 | 第9条 | |
| | | 学務課 | | | | | 学務課／食に関する年間指導計画を各学校において整備する。 | A | 学校給食を生きた教材として、食に関する年間指導計画に基づき、各学校で食育を実践している。 | A | 学務課／ ①地場野菜を献立に取り入れた給食を全校で実施。また地場野菜を教材として授業を実施し知識を深めた。また生活科、家庭科の授業とも運動し食材の栄養価やバランスの良い献立等について学習し実際の献立に反映させるなどの工夫を行った。 ②給食だよりで栄養価や望ましい食生活等について周知し児童、生徒への啓発を行った ③強化磁器食器の導入等給食の食環境の整備に努めた | 第9条 | |
| | | その他関係各課 | | | | | 児童青少年課／ 食事や栄養をテーマにした子育て相談会参加人数447人 乳幼児食事会参加人数8,304人 料理教室参加人数4,565人 | A | 事業内容等については、検討・改善を継続 | A | 児童青少年課／ 食事や栄養をテーマにした子育て相談会参加人数393人 乳幼児食事会参加人数2,435人 料理教室参加人数4,407人 | 第9条 | |
| 7 | 特別支援教育 | 指導室 | 小学生、中学生 | 発達障害があり、集団生活に適応しにくい子どもが、通級指導学級で適切な指導を受けたり、在籍校で学習指導員による個別指導を受けたりすることで、周りの子どもたちとの良好な関係が築けるよう支援する。 | | 指導室／実施回数 | 指導室／ 教員研修会(年8回)、特別支援学級推進委員会(年10回)、巡回相談(年46回)を実施 | A | 臨床心理士等と教員がチームを組んで巡回するなど、計画どおり実施した。 | ・年8回の教員研修会を実施した。 ・年10回の特別支援学級推進委員会を実施した。 ・年45回の巡回相談を実施した。 | A | ・教員の特別支援教育に関する指導力の向上に向け、特別支援教育研修会を実施した。 ・特別支援学級推進委員会を通じて、特別支援教育に関する最新の知見等を学び、各校の教育活動に反映させた。 ・教員や特別支援学習指導員に対して、巡回相談を通じて専門家による指導・助言を行った。 | 第11条 |
| 8 | 特別支援ネットワーク協議会 | 指導室 | 子ども | 障害のある子どものライフステージを見通し、乳幼児期から学校卒業後までにわたる福祉、医療、労働、教育等が一体となった支援を行うために、福祉、医療、労働、教育等に係る関係機関が互いに連携し、協議を行う。 | 平成21年度設置 | 実施回数 | ※平成24年4月より事務局を福祉保健部障害福祉課へ移管した。 | | ※平成24年4月より事務局を福祉保健部障害福祉課へ移管した。 | | | | |
| | | 自立生活支援課(旧障害福祉課)／年3回実施 | | | | | A | 特別支援に関わる庁内各部課からの事業内容についての報告を基に課題等の抽出と協議を行い、福祉、医療、労働、教育等に係る関係機関の連携を図った。 | 自立生活支援課(旧障害福祉課)／年2回実施 | A | 自立支援協議会への発展的統合となった。 | 第8条 | |

② 子どもが安心して学べる環境を作ります

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 | | | | | | | |
|----|--------------------|-----|---------|---|---------------------|----------------|--|----------|---|--|----------|---|-----------------|--------|-----------|--|--|--|--|-------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | | | | | | | | |
| 1 | 適応指導教室運営事業(もくせい教室) | 指導室 | 小学生、中学生 | 心理的要因等により登校できない児童・生徒に対し、実態に応じて個別、集団、訪問などの方法により適切な指導・援助を行う。 | 継続 | 入所人数 | 平成24年度入室人数 10人 | B | 学校に登校できない児童・生徒への個別の支援を図るため、校長会や個別の紹介に努めた。 | ・15人の児童・生徒が適応指導教室で学習等に取り組んだ。 | B | ・学校に登校できない児童・生徒に対して、個々のニーズに対応した個別の指導、援助に努めた。 | 第11条 | | | | | | | |
| 2 | スクールカウンセラーの配置 | 指導室 | 小学生、中学生 | 悩みなどを気軽に話し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために、各小中学校にスクールカウンセラーを配置する。 | 継続 | 相談件数 | 小学校 2,335件 中学校 1,146件 | A | 引き続きスクールカウンセラーの配置を継続する。 | ・小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談業務に取り組んだ。 小学校 週3日(都・市SC) 中学校 週2日(都・市SC) 相談件数 小中学校 7,574件 | A | ・学校に配置したスクールカウンセラーを学校の教育相談組織の中に位置付け、児童・生徒を取り巻く、様々な問題行動等に対する支援に取り組んだ。 | 第11条 | | | | | | | |
| 3 | 教育相談事業 | 指導室 | 子ども | 専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭と連携しながら、子どもが抱える様々な問題(虐待やいじめなど)に対応する。また、子ども自身が電話やインターネットで相談できる体制を作る。 | 継続 | 相談件数 | 来所相談 1,356件 電話相談 40件 メール相談 6件 | A | 来所相談の増加にも相談員が適切に対応することができた。 | ・小金井市教育相談所で専門相談員による教育相談を実施した。 来所相談 1,524件 電話相談 26件 メール相談 5件 | A | ・来所相談では、相談内容に応じて、学校や関係機関と連携しながら適切に対応した。 | 第11条 | | | | | | | |
| 4 | いじめ・不登校の対策システム | 指導室 | 子ども | いじめや虐待、非行、不登校など何か問題に遭遇した子どもを早期に発見し、保護者を支援しながらその原因を取り除き、楽しく学校に通えるようなシステムを作る。また、いじめや不登校等が起こらないような教育や環境づくりを行うために、地域ぐるみの支援ネットワークで支える。 | 指導室/継続 | いじめ件数 不登校者数 | 指導室/学校・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談所・もくせい教室が組織的に連携協力し相談活動を行っている。 いじめ認知件数: 小学校23件、中学校31件 不登校児童・生徒数: 小学校9人、中学校40人 | A | いじめアンケートの実施も含め、疑わしき事例も把握しながら対応してきた。また、相談機関や専門家が入り、予防と解消に向けた取り組みが充実した。 | ・「いじめのないまち小金井宣言」に基づき、学校、家庭、地域が連携し、いじめの防止等の活動に取り組んだ。 ・全小中学校(14校)で年3回、いじめ、不登校等の状況についての実態調査を行った。 ・小金井市健全育成推進協議会で子どもの健全育成について意見交換を行った。 | A | ・全小中学校(14校)でいじめ撲滅に向け、児童・生徒が主体となった活動や校内組織の整備、地域・家庭との連携に取り組んだ。 ・いじめ、不登校の実態把握に基づき、指導や支援体制等を改善した。 ・小金井市健全育成推進協議会では、いじめ問題等をテーマに学校、家庭、地域が意見交換を行い、それぞれの立場から理解を深めた。 | 第11条 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 地域福祉課 | 地域福祉課/継続 | 学校と民生・児童委員の連携を図るための学校訪問事業 訪問学校数 14校 民生・児童委員、小平児童相談所、教育機関、子ども家庭支援センターと共に地域の児童問題について協議する地区連絡協議会の開催 1回 子ども会と民生・児童委員による情報交流会 4回。 | 地域の方から相談の声があがった時に速やかに対応できるように、学校や各関係機関と連携を図り、情報共有等を行った。 | 学校と民生・児童委員の連携を図るための学校訪問事業 訪問学校数 14校 民生・児童委員、小平児童相談所、教育機関、子ども家庭支援センターと共に地域の児童問題について協議する地区連絡協議会の開催 1回 子ども会と民生・児童委員による情報交流会 4回。 | 地域の方から相談の声があがった時に速やかに対応できるように、学校や各関係機関と連携を図り、情報共有等を行った。 | 第7条 |
| | | | | | | | | | | | | | | 子育て支援課 | 子育て支援課/継続 | 子育て支援課/要保護児童対策地域協議会での情報交換と支援を継続して行った。 | 不登校児の家庭に養育困難な問題がある場合、要保護児童として対応しているが、常にその見直しを図る必要がある事業である。 | 子育て支援課/要保護児童対策地域協議会での情報交換と支援を継続して行った。 | 不登校児の家庭に養育困難な問題がある場合、要保護児童として対応しているが、常にその見直しを図る必要がある事業である。 | 第7、8、10、11条 |
| 5 | 学校図書館活動 | 指導室 | 小学生、中学生 | 小中学校図書館に図書館司書または司書教諭の資格のある人を学校図書館補助員として配置し、図書の整理、貸し出し、検索照会サービス、読書指導などを行うことにより学校図書館活動の充実を図る。 | 継続 | 貸出数 | 学校図書館補助員全校に配置。 小中学校に週2日(1日5時間)×45週実施 | A | 学校図書館補助員によりブックトークや本の展示が行われ、活動が充実した。 | ・全小中学校(14校)で週2日(1日5時間)配置した。 | A | ・ブックトークや本の展示などに取り組み、読書活動の充実が図られた。また、本の整理や専門的な視点に基づいた選書、貸し出し、検索紹介等のサービスを行い、学校図書館の整備が進んだ。 | 第9条 | | | | | | | |
| 6 | 小中学校に安全員の配置 | 学務課 | 小学生、中学生 | 学校内の安全点検と来訪者の対応。 | 検討 | | 小学校9校で通学路、校庭、外周等の巡回警備を実施 併せて通学路の安全点検を実施 | A | 今後も安全点検等を精度を高めて実施していく必要がある。 | 小学校9校で通学路、校庭、外周等の巡回警備を実施 併せて通学路の安全点検を実施 | A | 通学路の安全点検に関しては、毎年学校、PTA、警察、学務課、交通対策課及び道路管理課で行っている点検で、危険箇所の把握及び対策は取れている。 | 第7条 | | | | | | | |
| 7 | 不審者対策のセーフティ教室 | 指導室 | 小学生 | 不審者対策としての安全教室を実施する。 | 継続 | 実施学校数 | セーフティ教室を実施(小・中学校全校) | A | 小学校全校で実施。保護者や地域の参加もあり、充実した。 | ・全小中学校(14校)でセーフティ教室を実施した。 | A | ・セーフティ教室や日常の教育活動を通じて、不審者対策等について指導を行った。 | 第7条 | | | | | | | |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---------------|----------------|---------|--|---|-------|--|--|---|--|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 8 | 小中学校の空調設備の設置 | 学務課 庶務課 | 小学生、中学生 | よりよい環境で学べるよう小中学校の教室への扇風機・クーラーの設置。 | 学務課/平成20年度全教室設置済 庶務課/その他のクーラーは学校の要望の高いものについて、順次検討していく。 | | 小学校2校、中学校1校について、老朽化した特別教室のエアコンをリース化した。また、小・中学校1校ずつ、学級増加により普通教室にエアコンを増設した。 | A | 老朽化した特別教室のエアコンについては、残りの学校をリース化していく。 | 小学校1校、中学校1校について、学級増加等により普通教室にエアコンを増設した。 | A | 老朽化した特別教室のエアコンについては、残りの学校をリース化していく。 | 第9条 |
| | | | | | | | 未実施 | エアコンについては現在学務課にてリース化の計画をしているため、庶務課としては未実施となったが、評価については学務課と同じ評価とした。 | 未実施 | エアコンについては現在学務課にてリース化の計画をしているため、庶務課としては未実施となったが、評価については学務課と同じ評価とした。 | 第13条 | | |
| 9 | はげの森美術館教育普及活動 | コミュニティ文化課 | 小学生、中学生 | はげの森美術館の教育普及活動として、ワークショップ、鑑賞教育、学校への出前授業などを通し、子どもが美術を中心とする芸術活動に出会い、体験し、ゆたかな感性を育むことに努める。 | 小学校4年生を主とした対象として、教育普及を積極的に行っている。 | | ワークショップ6回(コラージュ、クラフト、丸谷シール等) ギャラリートーク2回 じっくり眺めてスケッチ曜日(模写の許可日)2回 講演会1回 市立小学校4年生の鑑賞教室9校 夏の所蔵作品展小中学生の入館料無料と、宿題応援!ワークシートの配布 | B | 体制的に、脆弱な部分は多々あるが、その体制の中で、出来る限りの努力をし、展示会等内容の充実度は年々増しており、小金井市立美術館としての評価は上がっていると感じられる。 平成24年度をもって、2年間かけた美術館2階旧住居部分の改修が完了し、多目的講義室が整備されたことで、今後の教育普及活動の展開が容易になり、プログラムの充実を図ることができる。 | ワークショップ8回(コラージュ、クラフト、展示作品の仕組みを知る、水彩画等) ギャラリートーク2回 じっくり眺めてスケッチ曜日(模写の許可日)2回 親子で美術館をたのしもう「おはなしのへや」3回 市立小学校4年生の鑑賞教室9校 多摩島しょ広域連携活動助成事業「タマのカーニバル」と連携したワークショップはげの森美術館ワークショップ夏、冬 通年ワークショップ8回 | B | 体制的に脆弱な部分は、市の方針もあり、なかなか改善できないが、その体制の中で、財政面も含め出来る限りの努力をし、今まで取り扱ったことのないジャンルの展示会を開催したり、多目的講義室の整備によってワークショップや鑑賞教室などの教育普及活動プログラムを充実させた。今年度は、近隣5市との連携事業にも、美術館として参加し、地域で活躍する、アートNPOや、団体に協力してもらい、美術館事業と地域との連携を模索した。 | 第9条 |

③ 子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 | | | | | | |
|----|------------------|--------------|-------------|---|---------------------|-----------------|---|----------|--|---|---|---|--|--|---|--|------------------------------|--|-----|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | | | | | | | |
| 1 | 異年齢交流 | 介護福祉課 指導室 | 市民 | 小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の親、高齢者と交流できる場を設ける。 | 介護福祉課／継続 | 介護福祉課／実施件数・参加人数 | 介護福祉課／老人クラブ会員が、小学校を訪問して昔遊びを教えたり、幼稚園児が老人施設を訪問して交流を図った。 | A | 高齢者も児童・幼児においても、体調や天候等により無理のない範囲で実施・参加することが継続に肝要なこと、活動の内容は各クラブが決めて実施していることから数値評価はできないが、毎年継続されていることをもってAとする。 | 介護福祉課／老人クラブ会員が、小学校を訪問して昔遊びを教えたり、高齢者福祉施設利用者が近隣保育園を訪問し、交流を図った。(今年度は台風のため、幼稚園児の高齢者施設訪問を中止した) | A | 高齢者もとり、児童・幼児においても、体調や天候等により無理のない範囲で実施・参加することが継続に肝要なこと、活動の内容は各クラブが決めて実施していることから数値評価はできないが、毎年継続されていることをもってAとする。 | 第9条 | | | | | | |
| | | | | | | | 老人クラブの園児・児童交流は、老人クラブの地域交流活動の中のひとつであり、一部のクラブが任意に実施しているため、数値評価はできないが、市は老人クラブが活発に活動できるよう補助金を交付する形で支援している。 | | | | | | | 老人クラブの園児・児童交流は、老人クラブの地域交流活動の中のひとつであり、一部のクラブが任意に実施しているため、数値評価はできないが、市は老人クラブが活発に活動できるよう補助金を交付する形で支援している。 | | | | | |
| | | | | | | | 指導室／各学校において総合的な学習の時間や特別活動で実施(中学校:職場体験、小学校:たてわり班活動) | | | | | | | B | 総合的な学習の時間や、たてわり班での活動の実施など、特別活動において交流し、計画どおり実施できた。 | 総合的な学習の時間や特別活動の時間に異年齢交流等の学習活動を実施した。 小学校 : たてわり班活動 中学校 : 職場体験 | B | 総合的な学習の時間や特別活動の年間指導計画、全体計画の中に異年齢交流活動等を位置づけ、計画的に実施した。 | 第9条 |
| | | | | | | | 児童青少年課／継続 | | | | | | | 児童青少年課／参加人数 | 保育ボランティアとして、乳幼児とふれあう事業を実施。99回 108人。 (内訳「乳幼児のつどい」49回49人 「幼児グループ」38回38人 「小・中・高校生と赤ちゃんの異世代交流事業」5回8人 「赤ちゃんとあそぼう」2回6人「赤ちゃんボランティア」1回2人「ハロウィーンパーティ」1回2人 「乳幼児水遊びボランティア」3回3人) | A | 事業内容等については、必要に応じて随時、検討・改善を継続 | 保育ボランティアとして、乳幼児とのふれあい事業を実施 119人/95回 「乳幼児のつどい」 44人/44回 「幼児グループ」 34人/32回 「小・中・高校生と赤ちゃんの異世代交流事業」 16人/6回 「赤ちゃんとあそぼう」9人/2回 「赤ちゃんボランティア」12人/7回 「乳幼児水遊びボランティア」4人/4回 | A |
| 2 | 青少年体験・交流事業 | 児童青少年課 | 12歳～18歳の子ども | キャンプなどの体験を通して、心身ともに豊かさを育むための事業を行う。 | 継続 | 参加人数 | 保育課／保育所で中学生ボランティアの受け入れを行った。 | B | 保育所で中学生ボランティアの受け入れを実施している。 | B | 保育課／保育所で小中高生の職場体験、ボランティアを受け入れた。 | B | 保育所で中・高生のボランティアの受け入れを実施している。又、小中高生の職場体験受け入れも実施している。 | 第9条 | | | | | |
| | | | | | | | わんぱく団活動(6日間)1回 参加人数48人、ボランティア人数14人 | | A | | 子どもの体験事業として、野外活動を実施。事業内容については、毎年、必要に応じて検討・改善を継続している。 | | わんぱく団活動(6日間) 参加人数64人(累計参加人数384人) 中高生ボランティア人数22人 | | A | 子どもの体験事業として、野外活動を実施しており、事業内容については、毎年、検討の上改善している。 | 第9条 | | |
| 3 | 児童館の整備 | 児童青少年課 | 12歳～18歳の子ども | 青少年の居場所を児童館につくり、自由に話したり、楽器を演奏したりすることができるように努める。 | 継続 | 参加人数 | 中高校生世代のための夜間開館事業を東児童館及び貫井南児童館で実施 東児童館参加人数48回 624人 貫井南児童館参加人数24回 231人 バンド室(貫井南児童館)299回 利用人数1,041人、バンドスクール 5回参加人数31人 | A | 事業内容等については、随時、検討をしている。 | A | 中・高校生世代のための夜間開館事業を東児童館及び貫井南児童館で実施 東児童館 578人/48回 貫井南児童館 226人/24回 バンド室利用(貫井南児童館) 1,119人/バンドスクール 20人/5回 | A | 事業内容等については、必要に応じて随時、検討の上改善している。 | 第8、9、10、13条 | | | | | |
| 4 | 市民まつり、子ども週間行事の促進 | 児童青少年課 | 子どもと保護者 | 市民まつりや子ども週間行事を通じて、地域住民や各種団体の協力を得ながら、児童青少年に健全な遊び場を設け、子どもの創意工夫による活動を実施する。 | 継続 | 参加人数 | 市民まつり参加人数3,381人 子ども週間行事参加人数2,583人 | A | 事業内容等については、随時、検討をしている。 | A | 市民まつり参加人数2,384人 子ども週間行事参加人数2,764人 | A | 地域における子どもの健全育成活動を継続して実施。各事業地域の青少年健全育成地区委員や子供会育成連合会による実行委員会形式により実施しており、実施方法についても検討している。 | 第9、14条 | | | | | |
| 5 | 地域諸団体への活動支援 | 児童青少年課 | 地域諸団体 | 青少年健全育成地区委員会や子ども会などの地域諸団体に対し、活動支援を行う。 | 継続 | | 補助金交付事業実施 | A | 団体への活動支援については毎年度、補助金申請を受けて適正に内容を検討したうえで継続している。 | A | 補助金交付事業実施 | A | 団体への活動支援については、毎年度補助金申請を受けて適正に内容を検討した上で継続している。また、青少年健全育成6地区連合会における管外研修会、管内研修会、各種会議の事務運営や各地区委員会での管外研修会への協力の活動支援を行っている。 | 第9、14条 | | | | | |

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|------------|------------------------------|--------------------------|--|----------------------|----------|--|----------|---|---|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 6 | 地域人材リストの作成 | コミュニティ文化課 児童青少年課 生涯学習課 | コミュニティ文化課、児童青少年課、子どもと保護者 | コミュニティ文化課、児童青少年課/地域で活躍するスペシャリストやボランティアのリストを作成し、子ども向けイベントなどへの紹介を行う。 | コミュニティ文化課/市民協働の観点で継続 | 生涯学習課/継続 | コミュニティ文化課/内閣府および都認定のNPO法人を一般的に紹介することに努めている。また、平成23年度に作成した「市民活動団体リスト」の更新を4度行った。 | B | 市ホームページ上に市民活動団体リストを掲載しているが、市民がどの程度活用しているか把握できない。 | コミュニティ文化課/内閣府および都認定のNPO法人を一般的に紹介することに努めている。また、平成23年度に作成した「市民活動団体リスト」を平成25年度版として更新 | B | 市ホームページ上に市民活動団体リストを掲載しているが、市民がどの程度活用しているか把握できない。 | 第9条 |
| | | | | | | | 未実施 | D | 地域のスペシャリストやボランティアの児童館における子どもたちのための活動は推進しているが、リスト化はコミュニティ文化課や生涯学習課の業務との重複があるため、実施の予定はない。 | 未実施 | D | 児童館では、地域のスペシャリストやボランティアによる活動を推進しているが、リスト化はコミュニティ文化課や生涯学習課の業務との重複があるため、実施の予定はない。 | 第9、14条 |
| | | | | | | | 生涯学習課/こがねい市民講師登録者9人(平成25年3月31日現在) | A | 教育・芸術・文化・レクリエーション等の有識者の情報を登録し、それらの情報を市民の求めに応じて提供することにより、市民の生涯学習活動を支援することを目的としており、登録・閲覧数自体は横ばい傾向であるが、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課/こがねい市民講師登録者6人(平成26年3月31日現在) | B | 登録数、閲覧数が年々減少傾向にあることから、社会教育委員の意見を伺いながら、実施方法等を検討する必要があるため、B評価とした。 | 第9条 |
| 7 | まなびあい出前講座 | 生涯学習課 | 市民 | 市民・団体が主催する学習会に市役所の職員が出向き、担当事業などについて話をし、市民の生涯学習を応援する。 | 継続拡大 | 参加人数 | 参加回数/46回 参加者数/898人 | A | 市民団体が開催する講演会や会合の席等に職員が出向き行政の所管事業の講座等を提供する事業であり、行政の制度や事業の内容、暮らしの安全知識を提供することで、市民が地域の課題に取り組む等生涯学習を支援することを目標としている。小金井市の歴史・市民の健康・防災・介護関係を中心に多くの市民に活用頂いており、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 参加回数/34回 参加者数/653人 | A | 市民団体が開催する講演会や会合の席等に職員が出向き行政の所管事業の講座等を提供する事業であり、行政の制度や事業の内容、暮らしの安全知識を提供することで、市民が地域の課題に取り組む等生涯学習を支援することを目標としている。小金井市の歴史・市民の健康・防災・介護関係を中心に多くの市民に活用頂いており、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第5条 |

④ 子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 | | | |
|----|------------------|-------|-----|---|---|---|--|---------------------------------------|---|--|---|--|----------------------------|---|--|-------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | | | | |
| 1 | ユニバーサルデザインのまちづくり | 交通対策課 | 市民 | ベビーカーや車イスがゆったりと通ることができ、子どもが安全、快適に生活できるまちづくりを行うことにより、誰もがゆたかに暮らし「心のバリアフリー」が実現できるまちづくりを行う。 | 交通対策課／放置自転車の撤去作業継続(土・日・祝も拡大実施)。JR中央線高架下も含めた自転車駐輪場設置計画を策定する。 | 交通対策課／放置自転車の減少 | 交通対策課／放置自転車の撤去作業を毎日実施(撤去回数251回、撤去台数6,304台) | B | 撤去台数については年々減少しており、一定の効果が出ているところであるが、放置自転車の撲滅には至っていないため 【改善・検討事項】 JR高架下への自転車駐車場の設置及び既存自転車駐車場の整備 撤去手数料の値上げ | 交通対策課／放置自転車の撤去作業を毎日実施(撤去回数249回、撤去台数5,084台) | B | 撤去台数については年々減少しており、一定の効果が出ているところであるが、放置自転車の撲滅には至っていないため 【改善・検討事項】 JR高架下への自転車駐車場の設置及び既存自転車駐車場の整備 撤去手数料の値上げ | 第7条 | | | |
| | | | | | | | 障害福祉課 | 障害福祉課／推進 | 障害福祉課／活動数 | 障害福祉課／太陽のひろば参加者数76人 | A | 例年多くの方に参加をいただいているが、ここ数年は減少傾向にあるため、より多くの人に参加してもらえよう周知等を行う。 | 自立生活支援課／太陽のひろば参加者数77人 | A | 例年多くの方に参加をいただいております。今後この水準を維持するため、より一層の周知等を行う。 例年類似した行事を行っているため、今後は、より充実した内容の行事としたい。 | 第9条 |
| | | | | | | | ごみ対策課 | ごみ対策課／継続 | ごみ対策課／実施回数 | ごみ対策課／路上喫煙マナーアップキャンペーン(市職員及びごみゼロ化推進員)年8回 路上喫煙者指導事業(緊急雇用創出事業により実施)平成24年9月3日から平成25年2月28日(118日間) | B | 駅周辺における路上禁煙地区の周知を徹底するため、新たな路面ステッカーを設置し、また、キャンペーンを実施する等普及・啓発に努めたが、完全に浸透が図られたとは言えない。歩行者の安全確保及び受動喫煙の防止を図り、市民が安全・快適に生活できるよう、各施策を充実させていく。 | ごみ対策課／路上喫煙マナーアップキャンペーン 年8回 | B | 駅周辺における路上禁煙地区の周知を徹底するため、キャンペーンを実施する等普及・啓発に努めたが、完全に浸透が図られたとは言えない。歩行者の安全確保及び受動喫煙の防止を図り、市民が安全・快適に生活できるよう、各施策を充実させていく。 | 第7、9条 |
| | | | | | | | まちづくり推進課 | | | まちづくり推進課／特定事業計画の進捗状況を確認した。 | A | 特定事業計画の進捗状況を確認したが、全ての特定事業が完了していないため。 | 特定事業計画の進捗状況を確認した。 | A | 特定事業計画の進捗状況を確認したが、全ての特定事業が完了していないため。 | 第7条 |
| 2 | 子どもにやさしい自然環境の整備 | 環境政策課 | 子ども | 国分寺崖線(はけ)のみどりや湧水などの自然環境の保全のため、意識啓発を図るとともに、みどりを増やし、みどりゆたかで快適なまちづくりを行う。 | 環境政策課／充実 | 環境政策課／滄浪泉園隣接地の取得した用地の整備を行った。上山谷緑地公園の開園、入学記念樹配布。 | A | 滄浪泉園隣接地用地の整備により、滄浪泉園内の湧水・自然の保全を図ったため。 | 環境政策課／次年度にかけて寄附地を緑地として整備中であり、みどりの保全をすすめている。入学記念樹配布。 | A | 寄附地を緑地として整備し、自然の保全を図った。国分寺崖線(はけ)のみどりや湧水などの自然環境を継続して保全している。 | 第9条 | | | | |
| | | | | | | その他関係各課 | | その他関係各課／特に無し | | その他関係各課／特に無し | | その他関係各課／特に無し | | | | |
| 3 | 幹線道路の整備 | 都市計画課 | 市民 | すべての人々が安全で快適な生活が営めるように、歩道空間や道路の整備を行う。 | 都市計画道路整備事業の推進(21年度新たに都市計画道路3・4・1号線、3・4・8号線及びJR中央本線まちづくり側道の道路整備事業に着手。) | 整備が完了することによる安全性について行う | まちづくり側道(小鉄中付3号線)について、整備が完了した。 都市計画道路3・4・14号線について、道路拡幅のために用地買収を行った。 3・4・12号線の一面地について、取用裁決を得た。 | B | 事業中の各路線(4路線)について、ある程度用地取得は進んでいるが、まだ取得すべき物件が残っており、道路の拡幅には至っていない。 | まちづくり側道(小鉄中付1号線)について、道路新設のために用地(1,446.89㎡)を取得した。 都市計画道路3・4・14号線(小金井街道)について、道路拡幅のために用地(14.86㎡)を取得した。 | B | 事業中の各路線について、用地取得等は進捗しているが、まだ取得すべき物件が残っており、道路の拡幅には至っていない。 | 第7条 | | | |
| 4 | 子どもが通る道の安全確保 | 交通対策課 | 子ども | 子どもが安全に過ごせるよう、学区にとらわれず、通学路周辺の安全確保を行う。 | 継続 | | 市内の市立小学校全9校について通学路点検を継続実施 | S | 全9校で実施し、各学校における問題点等を確認しながら、警察等と連携を取り、通学路及びその周辺地域についての修復作業等を行うことで、さらなる安全確保に努めた。 | 市内の市立小学校全9校について通学路点検を継続実施 | S | 全9校で実施し、各学校における問題点等を確認しながら、警察等と連携を取り、通学路及びその周辺地域についての修復作業等を行うことで、さらなる安全確保に努めた。 | 第7条 | | | |
| 5 | 交通安全教育の推進 | 交通対策課 | 市民 | 交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、交通事故防止を図る。 | 継続 | 回数 | 交通対策課／交通安全運動期間中において、交通ルールを守ること等の広報及び中、南中において、スタントマンを活用した自転車交通安全教育を実施 | S | 広報＝春・秋の交通安全運動で実施 スタントマン＝2か所実施 | 交通対策課／交通安全運動期間中において、交通ルールを守ること等の広報及び東中、緑中において、スタントマンを活用した自転車交通安全教育を実施 | S | 広報＝春・秋の交通安全運動で実施 スタントマン＝2か所実施 | 第7、9条 | | | |
| | | | | | | | 指導室 | 子ども | 指導室／市立小学校が警察署等と連携して交通安全教室を実施 | A | 各学校において、毎年1回、警察と連携した取り組み、自動車学校やPTA等の協力により安全教育を実施している。また、毎月1回程度安全指導に努めた。 | 全小学校(9校)が警察署等と連携し、交通安全教室を実施 | A | 警察、自動車学校、PTA等と連携しながら、交通安全教室に取り組み、交通ルールの遵守や正しい交通マナー等を指導した。 | 第7条 | |

⑤ 地域から緑と環境を守ります

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|--------------|-------|-----|---|--|-------------------------------|--|---|---|---|--|--|--|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 環境教育や環境学習 | 環境政策課 | 子ども | 環境政策課／環境行事として環境博覧会の開催を行う。小金井市環境市民会議と共催で、かんきょう博覧会(手をつなごう小金井のかんきょう)を開催している。 | 環境政策課／継続 | 環境政策課／環境展示会入場者数、プログラム件数など | 環境政策課／「環境フォーラム2013～震災後の私たちの暮らし～」2月5日(火)～11日(月・祝)実施 | A | 環境市民会議等との連携の元で環境博覧会が毎年行われている。毎年多数の来客もあり(23年度780名、24年度710名)、より広い一般の方々への環境啓発のアピールに大きく寄与している。 | 環境政策課／「環境フォーラム2014 みず・みどり・いきもの・ひと～住み続けたいまち小金井～」3月19日(水)～22日(土)実施 | A | 環境市民会議等との連携の元で環境フォーラムが毎年行われている。毎年多数の来客もあり(24年度710名、25年度770名)、より広い一般の方々への環境啓発のアピールに大きく寄与している。 | 第9条 |
| | | | | 指導室 | 指導室／環境副読本の作成配布、緑のカーテンや屋上緑化の推進、ビオトープの活用、CO2削減活動を実施する。 | 指導室／緑のカーテン、屋上緑化、ビオトープ、CO2削減活動 | 指導室／実施学校数 | 指導室／CD-ROMに納めた環境副読本を各学校で引き続き活用、緑のカーテン、屋上緑化、ビオトープ、校庭芝生化等を実施。 | A | 節電やゴミ削減の取り組みが全校で盛んに行われた。また、校庭芝生化に向け、保護者・地域の協力により、その整備が進んだ。 | CD-ROMに納めた環境副読本を各学校に配布し、環境学習等での活用を促した。 | A | 環境副読本を活用し、緑のカーテン、屋上緑化、ビオトープ、校庭芝生化を活かした環境教育や環境学習に取り組んだ。さらに、日常的な活動として、節電やゴミ削減の活動にも取り組んだ。 |
| 2 | ごみ減量、資源化啓発事業 | ごみ対策課 | 子ども | 環境教育の資料「くらしのなかのごみ減量」の作成、生ごみ処理機の設置などを行う。 | 資料作成配布及び小中学校児童・生徒を対象とした啓発を実施するとともに、ごみ減量キャンペーンを継続実施 | 部数 箇所数 回数 | 市内公共施設等に設置している生ごみ処理機合計27基稼働。ごみ減量キャンペーンを10月、11月の合計2回実施。環境教育の資料として「ごみ減量啓発DVD及びくらしの中のごみ減量冊子」を作成。市内小中学校児童・生徒等に対し、施設見学及び出前講座等年間17回実施。その中でDVDの上映及び冊子等資料配布を行った。 | B | 啓発活動に重点を置き、周知が不十分であると認識しているファミリー層(小・中学生及びその親世代)への周知徹底を実施した。市内から排出される燃やすごみの量は、年々減少しているが、さらなる減量が求められていることから、今後とも継続して啓発活動を充実させていく。 | 市内公共施設等に設置している生ごみ処理機合計30基稼働。 ・ごみ減量キャンペーン年11回 ・環境教育のツールとして「ごみ減量啓発かるた」を作成。市内小中学校や保育園、児童館等に配布し、ごみ減量啓発に活用。 ・市内小中学校児童・生徒等に対し施設見学を実施。更に、出張講座(年13回実施)にてDVDの上映及び冊子等資料配布を行った。 | B | 啓発活動に重点を置き、周知が不十分であると認識しているファミリー層(小・中学生及びその親世代)への周知徹底を実施した。市内から排出される燃やすごみの量は、年々減少しているが、更なるごみ減量が求められていることから、今後とも継続して啓発活動を充実させていく。 | 第9条 |

(6) 地域の子育て環境を整えます

① 保育、教育、子育て支援関係者の学びと交流の場をつくります

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|------------------------|------------------------------|-------------------|--|----------------------|-----------|--|----------|--|--|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 保育・教育関係者、子育て支援関係者の各種研修 | 保育課 指導室 子育て支援課 | 保育・教育関係者、子育て支援関係者 | 子どもに関わる保育、教育関係者、子育て支援関係者に対し、各種研修や体験学習の機会を設ける。 | 保育課／継続 指導室／継続 | 指導室／実施学校数 | 保育課／随時研修の促進を図っている。市、都、任意団体が開催している通知を周知した。 | B | 随時研修の促進を図っており、市、都、任意団体が開催している通知を周知している。 | 保育課／随時研修の促進を図っている。市、都、任意団体が開催している通知を周知した。 | B | 随時研修の促進を図っており、市、都、任意団体が開催している通知を周知している。 | 第7条 |
| | | | | | | | 指導室／教育に対する研修を随時行っている ・若手教員育成研修(1～3年次) ・新任主任教諭研修 ・新任主幹教諭研修 ・10年経験者研修 など | B | 計画どおり実施した。 | 指導室／教員を対象に各種研修を実施した。 若手教員育成研修(1～3年次) 職層研修、主任研修 管理職研修 教育課題研修 指導力向上研修 (学力、生活、教育相談) 特別支援教育に関する研修 | A | ・教員の資質向上に向け、教育課題等含めた各種研修会を計画し、実施した。 | 第9条 |
| | | | | | | | 子育て支援課／ヘルパー研修会2回開催 32人参加、ファミリー・サポート・センター協力会員講習会16回開催 延べ227人参加 | A | 子育て支援関係者のスキルアップのための研修。出席者のアンケートを実施しており、受講者のニーズに合わせ、研修内容の充実を目指す。 | 子育て支援課／ヘルパー研修会2回開催 38人参加、ファミリー・サポート・センター協力会員講習会17回開催 延べ198人参加 | A | 子育て支援関係者のスキルアップのための研修。出席者のアンケートを実施しており、受講者のニーズに合わせ、研修内容の充実を目指す。 | 第7、8、9、11条 |
| 2 | ボランティアセミナー | 生涯学習課 | 市民 | 国分寺市、小平市、小金井市、東京学芸大学とが連携し地域や学校等で活躍するボランティアを養成する講座。ボランティア活動スタートへのサポート、スキルアップを目指す。 | 継続 | 参加人数 | 3会場、全26講座実施、参加者は延べ649人 | A | 国分寺、小平市、小金井市、東京学芸大学が連携して放課後子ども教室や学校支援で活動するスタッフを養成する講座であり、一部の学校では講座受講者を活用する事例もあることから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 3会場、全27講座実施、参加者は延べ417人 | A | 国分寺、小平市、小金井市、東京学芸大学が連携して放課後子ども教室や学校支援で活動するスタッフを養成する講座であり、一部の学校では講座受講者を活用する事例もあることから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第5条 |

② 地域の子育てネットワークを整備します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22~26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|---------------|-----------------------|-------------------|--|------------------------|-------------------|---|----------|---|---|----------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 子育て支援ネットワーク | 子育て支援課 その他関係各課 | 子どもと保護者、関係団体、関係機関 | 保育所、幼稚園、児童館、学童保育、子ども家庭支援センター、保健センター、子育てサークル、NPOなどの子育て支援ネットワークづくりを目指し、相互援助と情報発信を行う。 | 子育て支援課/拡大・検討 | 子育て支援課/連携の円滑度 | 子育て支援課/都の新しい公共支援事業の支援金を活用し、小金井市市民協働支援センター準備室を事務局として、平成23年8月に「小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会」設立、市内の子育て活動団体を中心に、平成24年度末で44団体が参加。 | A | 子育て支援課/小金井子育て・子育てパートナーシップ宣言や子育て支援サイトの構築・運営、講演会や学習会の開催等の事業運営は協議会の当初計画通り、順調に進展している。都の助成金が切れる平成25年度以降は、市が運営費の一部を補助し、協議会の活動を継続して行く。 | 子育て支援課/子育て・子育て支援ネットワーク協議会47団体が参加 平成25年度より、運営費の補助を開始した。 | A | 都の支援金の終了に伴い、平成25年度より市で補助金の交付を開始。民間の補助金を活用出来ない事務局・HPの運営費の補助を行い、継続的な活動を支援した。 | 第7、8、9、10、11条 |
| | | | | | | | その他関係各課/特に無し | | | その他関係各課/特に無し | | | |
| 2 | 子ども向けの広報活動 | 広報秘書課 | 子ども | さまざまな施設の利用方法、行事予定、施策などの情報を公開するため、市報や各種広報媒体で情報を発信する。 | 継続 年1回、子ども・青少年特集を掲載 | 子どもの作文や投稿作品の市報掲載数 | 月2回市報を発行し、児童館や公民館などのイベントを周知しているほか、市報平成25年1月1日号で「子ども・青少年特集」として、子どもからの投稿作品9点を掲載 広報掲示板でイベントのポスター等を随時掲示 | A | 目標である年1回の実施は達成している。しかし、募集テーマにより掲載件数が左右されることがあり、今回は前年度と比べて下回っているため、評価Sとしていない。 | 月2回市報を発行し、児童館や公民館などのイベントを周知しているほか、市報平成26年1月1日号で「子ども・青少年特集」として、子どもからの投稿作品11点を掲載 広報掲示板でイベントのポスター等を随時掲示 | A | 目標である年1回の実施は達成している。「子ども・青少年特集」は、募集テーマにより投稿件数が増減するが、今回は前年度と同様投稿件数が比較的少数であるため評価Sとしていない。 | 第10条 |
| 3 | 子育てグループへの活動支援 | 子育て支援課 | 子育てグループ | 市内の自主的な子育てグループなどのネットワーク化をはかりながら、活動への支援を行う。 | 継続 | 参加者数・回数 | さくらんぼクラブ(多胎児の親の自主グループ)年4回、参加者親49人、子ども68人 ひまわりママ(発達にアンバランスのある子どもの親の自主グループ)年11回、参加者238人 | B | 自主グループ活動の支援のため、会場の提供等、後方支援を行っているが、十分とは言えないため。 | さくらんぼクラブ(多胎児の親の自主グループ)年4回、参加者親46人、子ども64人 ひまわりママ(発達にアンバランスのある子どもの親の自主グループ)年11回、参加者182人 | B | 自主グループ活動の支援のため、会場の提供等、後方支援を実施した。 | 第7、9条 |

③ 男女がともに子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスを目指します

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-----------------|--------|---------|--|----------------------------|--|--|----------|--|---|----------------------------------|---|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 人権尊重、男女平等の啓発、普及 | 企画政策課 | 市民 | 人権尊重と男女平等の意識づくりの啓発、普及を行い、情報収集や相談およびDV被害者支援などを行う。 | 継続 | 人権意識と男女平等の意識づくりのための広報活動及び情報収集は、長期的に継続して行う必要がある、市民と協働し事業を実施する | <ul style="list-style-type: none"> ・こがねいパレット…第26回の開催/86人参加/記録集500部発行 ・情報誌「かたらい」…第36号、37号各2,700部発行 ・男女共同参画シンポジウム…45人参加 ・国内研修事業参加補助金交付(1件) ・緊急一時保護施設運営費補助金交付(100,000円) ・女性総合相談…金曜日午後実施(実施しない金曜日あり)/専門カウンセラーによる相談94件 ・再就職支援講座…34人参加 ・男女平等都市宣言普及啓発冊子「新成人のみなさんへ」/800部発行(4課共同印刷) ・市報「みんなのひろば」による情報提供 ・DV防止普及啓発パネル展実施 | A | 様々な男女共同参画施策に加え、平成24年度から、国の「女性に対する暴力をなくす運動」と連動し、第2庁舎1階でDV防止普及啓発パネル展を実施するなど、より一層、市民に対して、人権意識と男女平等の意識づくりを浸透させることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・こがねいパレット…第27回の開催/53人参加/記録集400部発行 ・情報誌「かたらい」…第38号、39号各2,600部発行 ・男女共同参画シンポジウム…76人参加 ・国内研修事業参加補助金交付(4件) ・緊急一時保護施設運営費補助金交付(100,000円) ・女性総合相談…金曜日午後実施(実施しない金曜日あり)/専門カウンセラーによる相談112件 ・再就職支援講座…26人参加 ・男女平等都市宣言普及啓発冊子「新成人のみなさんへ」/800部発行(4課共同印刷) ・市報「みんなのひろば」による情報提供 ・DV防止普及啓発パネル展実施 | A | ここ数年、男女共同参画事業への参加者数が減少傾向であったが、平成25年度のこがねいパレット実行委員数(5名→8名)、男女共同参画シンポジウム参加者数(45人→76人)、国内研修事業の交付実績(1件→4件)、女性総合相談件数(94件→112件)が増加し、市民への人権尊重と男女平等の意識づくりの啓発、普及が一定図られた。 | 第7、8条 |
| 2 | 男女の協力による子育ての推進 | 子育て支援課 | 子どもと保護者 | 男性の育児・子育て参加を促進し、親子のふれあいをとおして、ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画社会の実現を目指す。 | 子育て支援課/父親ハンドブックの作成検討及び啓発活動 | 子育て支援課/講座等の実施回数と参加者数、利用者アンケート、啓発活動の回数、度合い、参加者数 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課/父親講座 年3回 参加者延63人 お父さんと遊ぼう(ゆりかごひろばで父親と子どもの専用あそび場を毎週土曜日設置)参加者親133人、子ども146人 | A | 毎年、講座のプログラムを検討し、工夫を重ね、父親の参加が少しずつ増えている。 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課/父親講座 年2回 参加者延46人 お父さんと遊ぼう(ゆりかごひろばで父親と子どもの専用あそび場を毎週土曜日設置)参加者親162人、子ども176人 | A | ゆりかごひろば実施の講座等プログラム見直しの中で、お父さんと遊ぼうコーナーの充実(利用者のフォロー等)により、親子の交流促進を図るよう改善を図った。 | 第9条 |
| | | | | | | | 保育課/プレママ・プレパパ事業の充実 | 保育課/参加者数 | <ul style="list-style-type: none"> 保育課/公立保育所及び私立保育所でプレママ・プレパパ事業を実施した。 | B | 公立保育所及び私立保育所でプレママ・プレパパ事業を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> 保育課/公立保育所及び私立保育所でプレママ・プレパパ事業を実施した。 | B |

④ 使いやすい公共施設の改善と活用を行います

| 番号 | 事業名称 | 担当課 | 対象 | 事業の内容 | 目標値・実施内容(平成22～26年度) | 評価の方法 | 平成24年度現況 | | | 平成25年度進捗状況 | | | 子どもの権利に関する条例の反映 |
|----|-----------------|-----------------|---------|---|---------------------|-----------------------|---|--|--|---|----------|--|-----------------|
| | | | | | | | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | 事業実績 | 事業実績自己評価 | 評価の理由 | |
| 1 | 小中学校の施設開放・活用 | 生涯学習課(スポーツ振興係) | 市民 | 地域住民の生涯学習の場あるいは地域福祉のために、施設の開放や活用を図る。 | 生涯学習課／継続 | 生涯学習課／参加人数 | 生涯学習課／土曜日・日曜日・祝日・春季・冬季休業中の市立小学校9校の校庭開放を実施(8:30～12:30、13:00～17:00。12月から2月は8:30～12:00、午後は12:30～16:00)、遊び場開放6,351人、団体開放65,603人 | A | 子どもの遊び場不足を補うために市立小学校校庭を開放する事業であり、利用者数は遊び場開放・団体開放共に微減しているが大きな事故等も無いことから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課／土曜日・日曜日・祝日・春季・冬季休業中の市立小学校9校の校庭開放を実施(8:30～12:30、13:00～17:00。12月から2月は8:30～12:00、午後は12:30～16:00)、遊び場開放6,976人、団体開放58,066人 | A | 子どもの遊び場不足を補うために市立小学校校庭を開放する事業であり、利用者数は遊び場開放・団体開放共に微減しているが大きな事故等も無いことから、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| | | | | | | | 生涯学習課(スポーツ振興係)／継続 | 生涯学習課(スポーツ振興係)／ ①利用者数 ②利用者数 ③利用者数 | 市内の体育施設等を広く市民に開放し、市民が気軽にスポーツを楽しむ場所を提供している事業である。スポーツ開放校及び一中クラブハウス事業については利用者数及び団体数ともに増え、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課(スポーツ振興係)／ ①「スポーツ開放校」3,435人(小学校3校・中学校1校、各校1種目) ②「一中クラブハウス」9,874人(25団体) ③「南中テニスコート夜間開放」75人(7団体) | A | 市内の体育施設等を広く市民に開放し、市民が気軽にスポーツを楽しむ場所を提供している事業である。スポーツ開放校及び一中クラブハウス事業については利用者数及び団体数ともに増え、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第9条 |
| 2 | 子育てに配慮した公共施設の改善 | 子育て支援課(その他関係各課) | 子どもと保護者 | 子連れで来館しやすいよう施設を整備する。既存の市の施設については、おむつ替え、授乳スペースを設置する等、子育てに配慮する。 | 子育て支援課／継続 | 子育て支援課／利用者の声(ひとことポスト) | 子育て支援課／子ども家庭支援センターゆりかごで実施。都で実施している赤ちゃんふらっと事業の登録を行った。 | A | おむつ替えや授乳スペースの他、粉ミルク用の湯冷ましを用意している。また、平成24年度に都の赤ちゃん・ふらっと事業にも登録し、広く利用を促している。 | 子育て支援課／子ども家庭支援センターゆりかごで実施 | A | おむつ替えや授乳スペースの他、粉ミルク用の湯冷ましを用意している。また、平成24年度に都の赤ちゃん・ふらっと事業にも登録し、広く利用を促している。 | 第9条 |
| | | | | | | | 生涯学習課／文化財センターは乳児の利用者が少ないため専用スペースは設けていないが、必要に応じて場所の提供を行う | A | 文化財センターは乳児の利用者が少ないため専用スペースは設けていないが、必要に応じて場所の提供を行う準備はあるため、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 生涯学習課／文化財センターは乳児の利用者が少ないため専用スペースは設けていないが、必要に応じて場所の提供を行う | A | 文化財センターは乳児の利用者が少ないため専用スペースは設けていないが、必要に応じて場所の提供を行う準備はあるため、ほぼ事業目標を達成していることからA評価とした。 | 第13条 |